

日本制度通

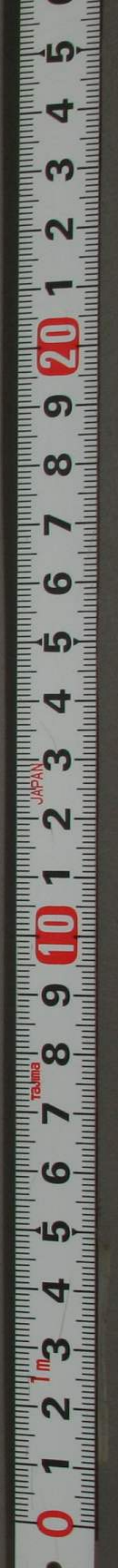
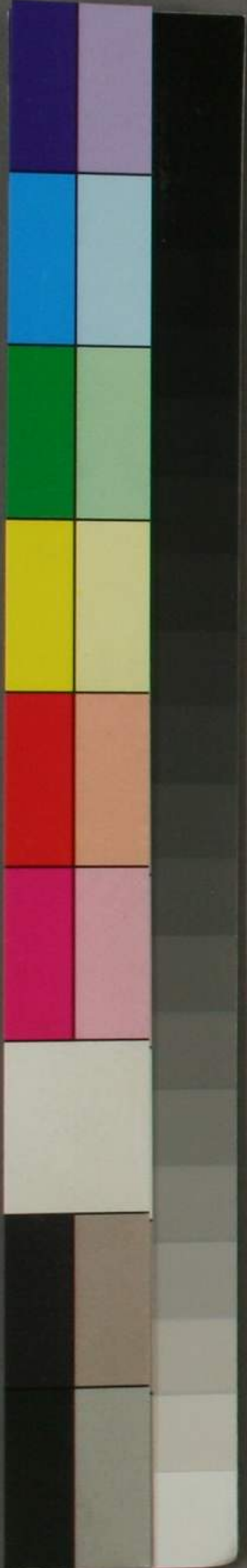
二

卷二

- 氏族の事
- 官制の事
- 位階勲位の事
- 俸祿の事
- 律令格式の事
- 刑法の事
- 學制の事
- 兵制の事
- 都府の事
- 國郡郷庄の事

73
 115
 2

73
 115
 2



日本制度通卷二

明治六年十二月九日購求

荻野由之

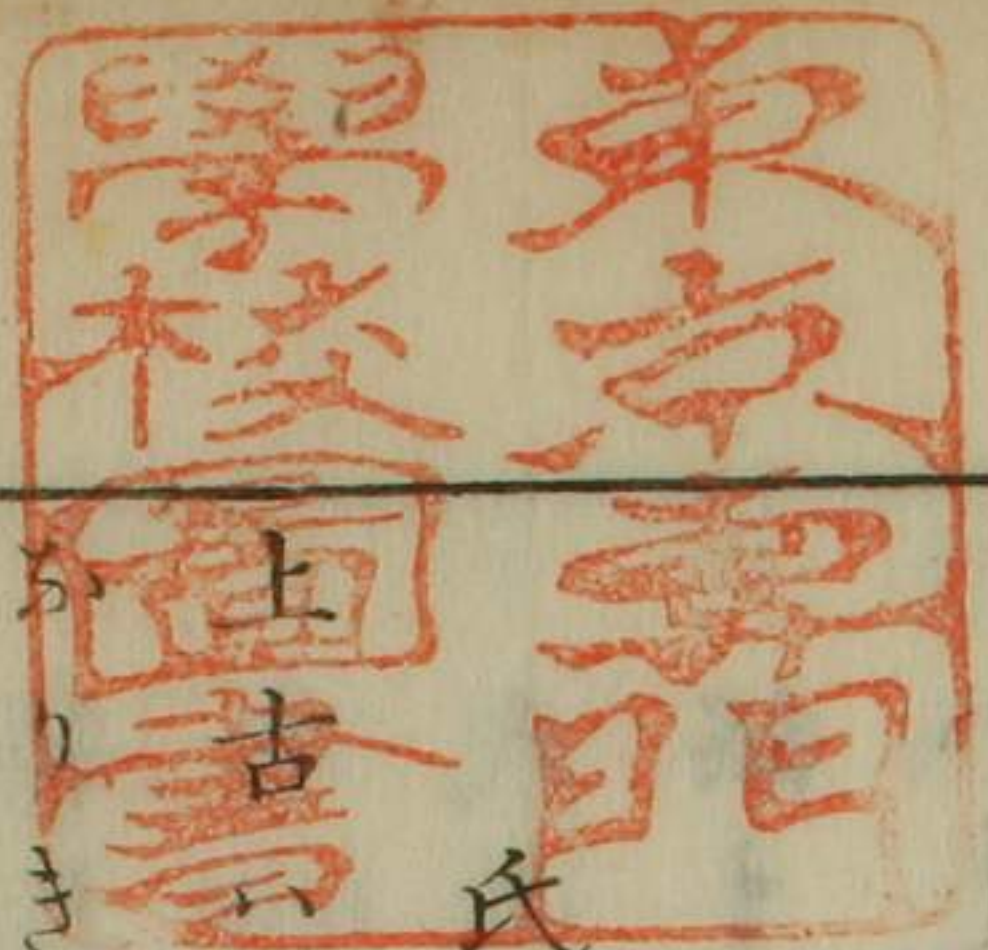
同著

小中村義象

氏族の事

氏族を以て國を建てしむ。其制最嚴重
藤原源平の類是あり。姓ハ株根あり、家格の尊卑
を分つ義。臣連朝臣宿祢の類是あり。氏族考職

別記



115
又

日本制度通

卷二

一

按るるふ。古史には往々これを通用して。氏を
 姓といひ。又氏と姓とを連ねて姓とも氏とも
 以ひし事あり。賜姓爲藤原氏。まゝ倭直、粟隈首
 等三十八氏紀日本ふとの類なり。されと粟隈、藤
 原即なり。姓ともいふし。朝臣首即ふとを
 氏といひ。ことなり。先儒往々字義の爲に
 誤まられて。混説せしもの有り。宜しく甄別を
 し。
 氏を命すること。既に太古に始まる。神武天皇
 元を建てたまひしより後。人衆蕃殖して本末分

れ族類漸繁し。仍て朝廷は、其職事、住所、功業等に
 就きて。氏を命し稱を立て。以て臣職を供せし
 む。而して太政官は參與するものと。小技を與るも
 のとい。おのつうら階級なるべし。此を以
 て又姓の制あり。其類概左の如し。
 臣オミ 連ムラシ 伴造トモツク 國造クニツク 別ワケ 君キミ 直アタエ 縣主アタタメ
 稻置イナギ 村主ムラナリ
 この數等の姓を以て。百氏の序次を立てたれと
 も。當時世官世職にて。家々の尊卑ハ一定して移
 らず。氏姓と職官といつよして二つふらさりき。

按をる小開闢以來。天皇よハ姓なく氏なく。萬
世一統ふましまし事ハ。無上の尊貴よして。統
へざる所なきを以てなり。漢史又我天皇を稱
して姓阿每といふものハ。訛傳ふして己を以
て他を測まる誤なり。
允恭天皇の時紀元千七百十五年及ひて。諸氏人或ハ誤
て己の氏姓を失ひ。或ハ故に貴族を冒し。上下相
争ひしハ。探湯せしめて以て詐冒を正す。後又
戸籍を正し。氏族志鈔を修め。官ハ治部省あり
て。本姓繼嗣婚姻を掌り。族制を明にむるの政。列

朝絶ゆることなし。日本紀令義
解。姓氏録

氏小大氏あり。小氏あり。大氏ハ宗家よして小氏
ハ支流なり。たとへハ阿倍氏ハ大氏よして。是よ
り別まじふ阿倍志斐氏、阿倍間人氏、よして小氏
なり。中臣氏ハ大氏よして。中臣酒人氏、中臣宮處
氏、よして小氏、よして如し。小氏ハ大氏よ從ひ。大
氏衰ふれハ。小氏の然るへき人大氏を繼ぐ。大氏
小氏各屬民あり。これを部曲、又品部、民部、よして
稱す。諸氏各これありて。其數頗多けれハ。概して
百八十部といへり。

紀元千三百年代の初。大化の新政あり。世職を廢して遷替の官とふ。氏姓と職官とこれより分まぬ。天武天皇の白鳳十二年紀元千三年新よ八色の姓を設けて天下の萬姓を改めらる。

真人マヒト 朝臣アソミ 宿祢スクネ 忌寸イミキ 道師ミチシ 臣ミコ 連ツラシ
稻置

按をるふ。從來臣連よりもの多し。真人朝臣の姓を賜りぬ。さるる臣連ハ賤しき人ニ限まらざりし。

帝初め八姓を以て。悉く萬姓を改易せんと思し召したれと未及をさりし。ふや。此後も尚舊姓のまゝなる。君首、造、縣主、直、村主、史、王、勝、祝、伎、使主、我孫、吉志等の姓あり。日本紀續日その姓を賜ふに。當時の功勳を上りたれ。舊き名族にても下り列せしも少らざりき。古語拾遺此後も功あれハ姓を進め。罪あれハ降し。同氏にても姓異なるものあり。姓なきものあり。猶今の五等爵の如し。此は於て古制一變し。從來官職めきたるもの全く門閥のさまといふれり。天下の諸氏を

て。必氏上もいふ氏長者と氏助等を定めしめ。又一代毎
に本系帳をも上らしめらる。日本紀、續日本紀、弘仁私記序、
嵯峨天皇の弘仁五年七紀元千四百七十四年姓氏録成る初
て三別の称を立てし。萬姓の出自を明ます。天神
地祇の胄を神別とし。天皇皇子の派を皇別とし。
漢土三韓の族を蕃別とし。以て内外同異の次第
を序つ。初め外交の盛ふりしより。蕃人歸化するも
の年々多く。概、姓を賜ひて臣民に列せしむるも。
天朝の蕃種を待とる事固より制限あるの故也。
遂に詐りて高貴の枝葉ふり。神明の胤なりふ

と稱して。以て榮寵を蒙らむと欲するものも
ありき。此に至りて真偽を明らふ。氏族の紛亂
を正されたり。姓氏録曰
桓武天皇紀元千四百年代より後。皇子皇孫に姓を賜ふ
に。皆源氏平氏を以てす。平氏に桓武平氏以
下四流あり。源氏に嵯峨源氏以下十四流あり
て。就中桓武平氏と清和源氏と。東西諸國に蔓
衍して最強盛ふりき。
藤原氏勢を得るに及び。紀元千七八百年代の頃
に至りては。藤原氏の族殊に國郡に蔓衍せり。此ふ

於て或ハ居地ニヨリ。或ハ先職ニヨリテ。稱號を
定め。近藤、武藤、齋藤、加藤、首藤等の稱起る。これを
家名ケミヤナといふ。源平二氏ニ於けるも亦同し。
初メ族制の尚嚴ナリシ時。人臣の氏を命ジ姓を
賜ヒしもの。姓氏録ニ收ヒる所一千一百八十二
氏。他書ニ散見スるものを併せて。都て二千八百
九十八氏。多ラサる。非ズ。藤原、橘、源、平の四氏
諸國ニ蕃殖して。勢威を得るに及ヒてハ。古の諸氏
ハ漸凋零して。聞ゆることなきもの。十ハ八九ハ
考。氏族

初メ諸名族ハ各祠を其住地ニ建て。其祖先を
祭れり。これを氏神といふ。其族人を氏人ウヂノヒトといふ。
といふ。佛法の盛ナリシ時ハ。寺をも建て。之
をハ氏寺といへり。續日本後紀三代實錄天氏人
台座主記興福寺縁起
たるものハ。歳時祭祀して以て祖業を墜サ。ラ
んことを祈る。千九百年代の比まで。武人の戦陣
に臨むも。必まづ祖先の勲業を名告り。敵を擇
ひて後ニ戦ふこと多ラリキ。亦上古念祖の意厚
ク。出自を重んじ。族制を正し。遺風ナリ。源平盛
衰記、平
家物

然る小此後又至りてい。家名専ら行それうい。
漸古氏を失ひ一のとあらも。争亂打つ、きうら
い。公卿の四方に流落し。武人の盛衰常ならも。或
い系譜を失ひ。或い他氏を詐冒し。喪亂甚しくふ
りてい。此等の事紀さんとするものもなくて。族
制遂に亂れより。氏族志
大意

官制の事

太古天照大神の天石窟ふこもり玉ひし時。思兼
神深く謀りて。天兒屋命をして祝辭を宣らしめ。
天太玉命の和幣を造り。天鈿女命の神樂を奏し。

大神瑞殿ふ還御し玉へる時。大宮賣命内子侍
し。豊磐間戸神、櫛磐間戸神の外を護衛したまは
り。天孫降臨の時ふい。五部神をして。各其職を以
て天孫に陪侍せしむること。天上の儀の如くふ
らしむ。官職の制既ふ太古に濫觴也。日本書紀、
古語拾遺
神武天皇中州を平定して。天位に即らせ玉ひし
時。天富命、天璽、鏡劔を奉し。天種子命、神代の故事
を奏し。道臣命、大久米命。大伴部、久米部を率て
宮門を守り。可美真手命の内物部を率て儀衛せ
り。功を論し賞を行ふに及ひてい。諸國の國造縣

主等を任したまへり。

日本紀古語拾遺 參取兵志職官志

是より後制度漸整ひ。垂仁天皇の朝元六代始め

て大連あり。成務天皇の朝八百年始めて大臣あり。

大臣の世、皇別より出て、大連の世、神別より出

つ。並小臣連二姓の宗長として、遂に官職といふ

りしなり。

按ざるふ。大臣大連の稱のそやく見えたるこ

と、かくのことしといへとも。相並ひて朝廷小

執政よりいひ。雄略天皇の朝、平群真鳥を以て

大臣よ、大伴室屋を以て大連とせしむ始ま

り。此外つきくの職も、皆其氏姓よつきて、世其職事

に仕へたり。中臣連、齋部首、祭祀を職とし。物部

連、大伴連、武事を職とし。商長首、貿易を掌り。

船史、船賦を掌り。屯倉首、儲米を掌り。藏部、

府庫を掌り。秦公、貢絹を掌る。並小財務の職不

り。吉士ヤシ氏、外蕃小使して蕃客を接遇すること

を掌り。曰佐サ氏、通譯を掌る。如き、外交の職

あり。田部連、田部を管し。阿曇連、海部を管し。

山部公、山部を管する。如き、山海田牧の職

あり。

あり。膳臣多米連ハ膳羞を掌り。水取造ハ水漿と
掌り。酒部君ハ釀酒を掌り。服部造ハ衣服を掌り。
車持公ハ車從を掌り。玉作連ハ玉を攻め。鏡作造
ハ鏡と鑄る。其他馬飼鳥養等百般の技藝まで各
其職ありて之と世襲る。其部長たるものハ朝
廷特小姓と賜ふ。これを伴造トモミヤウ或ハ伴緒トモノヲといへり
之ハ屬する部民甚多し。皆其長小就て王事ハ服
る。日本紀古事記姓氏錄古語拾遺今義解
地方ハ於てハ國造、縣主、稻置、村主等の職あり。ハ
つまも世襲土着せしめて中國の藩屏とと。國造、

縣主ハ神武天皇の時ハ助まり。成務天皇の時大
子建置られし。それより後歷朝増置して。雄略
天皇の朝ハ至るまで。國造の數一百四十四あり。
其島ふるハ島造といふ。臣連伴造より。國造以下
に至るまで。大罪惡有るふありされハ廢黜する
ことなし。古事記日本紀舊事本紀
紀元千二百年代の末ハ及ひて。世職の弊漸起り。
貴族舊勳の人、土地人民を私して法制漸亂る。時
も外交漸盛まりて。國家事多く。改新の政ハよ
く其要と見るふ至るを以て。紀元一千三百五年、

孝徳天皇の大化元年、始て封建の制を變じて郡縣の治とし。世襲の職を廢して八省百官を建て。國司郡領と置く。左右大臣内臣の三職、百官の長として大政を執り。以て大子朝綱と振肅と。此改革ハ皇太子中大兄皇子天皇智と中臣連鎌足との専ら計畫せし所なり。日本紀此後時々増損あり文武天皇の大寶元年紀元十三年至りて。官名位號大に定まり。二官八省諸寮諸司以下措置締構備いらさる所なり。日本紀令義解神祇官神祇の祭祀を掌り。闔國の祝部を領と。

伯、大副、少副、大祐、少祐、大史、少史の外。神部カム下部等クラの職あり。紀綱を舉持て。天下の太政を統ふ。少納言局外記を管し。左辨官右辨官の兩局。八省を分管し。凡て三局あり。太政大臣、左右大臣、大納言ハ三局を通攝し。立法司法行政の事統へさる所なし。仍て或ハ政府といふ。後の内閣の義なり。政府據日本後紀按るに。神祇官ハ、唐の大常寺不當るものなるを第一ふしも居ゑられたるは。敬神を以て國を治めたまふ古義よ基かれしなり。太政官

ハ唐の尚書省に擬して置れしものあり。但し
彼制よてハ尚書中書門下の三省鼎足したる
と。我邦にてハ。中書の事務ハ中務省よ宛て、
八省の中よ下し。門下の任とハ直ちに大納言
よ宛て、。特よ官衙と設け。又太政大臣左右
大臣と三公と稱しつれとも唐の三師三公等
の虚設の官ふ比よへきよあらず。其他皆斟酌
太の宜しきを得たるものなり。
中務省。至尊よ侍従し。可否と獻替し。詔勅の文
案を審署し。上表を受け。國史を監修し。女官の考

選。及五位以上の位記を掌る。卿輔己下の四部官。
及ひ内記大中監物大中主鈴少典鑰少大等の被攝
官あり。被管よ中宮職、左右大舍人寮、圖書寮、内藏
寮、縫殿寮、陰陽寮、畫工司、内藥司、内禮司等あり。
式部省。文官の考選、朝儀、位記、及ひ祿封、學政を
掌る。被管よ大學散位の二寮あり。
治部省。姓氏の争訟と解き、五位以上の婚姻、繼
嗣を正し。僧尼及ひ蕃客朝聘の事を掌る。四部官
の外。大解部、少解部の職あり。被管に雅樂、玄蕃の
二寮。諸陵喪儀の二司あり。

民部省 諸國の戸籍、田租、調庸、課役を勘審し。道路、田畝等の事を掌る。被管は主計、主税の二寮あり。

兵部省 武官の考選、位記を掌り。兵士の徴發、兵器、城隍等の事を掌る。被管は兵馬、造兵、鼓吹、主船、主鷹の五司あり。

刑部省 鞠獄、刑名、良賤の争訟等を掌る。四部官の外は大中少の判事。大中少の解部等の職あり。被管は贓贖、囚獄の二司あり。大藏省 諸國調物の出納を掌り。權衡度量を均

しくし。賣買の估價を知る。被攝は大小の主鑰及ひ藏部、價長、典履、百濟手部、典革、狛部等あり。皆朝廷の調度を造る。被管は典鑄、掃部、漆部、縫部、織部の五司あり。宮内省 諸國の調物官田を管理し。内廷の供御用度を掌る。被管は膳職、及ひ木工、大炊、主殿、典藥の四寮。正親、内膳、造酒、鍛冶、官奴、園池、土工、采女、主水、主油、内掃部、莒陶、内染の十三司あり。彈正臺 風俗を肅清し。内外の非違を彈奏する事を掌る。彈正尹は親王を任むるを例とす。

衛門府 諸門の禁衛と掌る。四部官の外、門部、物部、衛士等あり。被管は隼人司あり。

左右衛士府 宮掖を禁衛し。車駕の出入は前驅後殿を掌ることとを掌る。衛士あり。

左右兵衛府 閤門を禁衛し。車駕の出入は前後を分衛する事を掌る。番長、兵衛あり。

衛門以下と五衛府といふ。後世沿革して。左右近衛府、左右衛門府、左右兵衛府とあり。之と六衛府

といふ。後世已下。職原抄。左右馬寮、左右兵庫寮、内兵庫司あり。閑馬、兵器を

掌る。衛府以下は並小武官あり。後宮の職負は、内侍司、藏司、書司、藥司、兵司、闈司、

殿司、掃司、水司、膳司、酒司、縫司の十二司あり。東宮の職負は、傳人、學士、之を東宮官といふ。

東宮官據 又春宮坊あり。啓令を吐納する事と掌る。舍人、主膳、主藏の三監。主殿、主書、主漿、主工、主兵、

主馬の六署之の被管たり。親王及び職事三位以上の職負は、文學、家令、家

扶、家從等あり。左右京職、左右京を治むる職あり。四部官の外

坊令十二人あり。被管は東西市司あり。市塵の交易賣買估價を掌る。

攝津職 難波の離宮を管し。兼て津國を治むる職あり。

太宰府 九國を總管し。兼て筑前國を治め。蕃客兵士等の事と掌る。四部官の外。主神、大少工、博士、陰陽師、醫師、算師、主船、主厨等の職あり。被管は防人司あり。

諸國と品第して大、上、中、下とし。國司を置くこと各差あり。又國博士、醫師等あり。郡も大、上、中、下、

小の五等あり。郡司を置くこと差あり。國司之を管も。

軍團 兵制の條は具をも。

以上令義解

以上令制の定むる所ふれとも。後世時宜よりて時を廢置あり。其令外は置くものを令外官といふ。左の如し。

内大臣、中納言、參議等。大政官中の官たりと雖。令外の官なり。

院司 嵯峨、天皇遜位の後始めて置く。判官代、主典代、殿上人、藏人、廳官、所衆、武者所等の職あり。白

河上皇以後。上下北面の武士を置き。院宣を以て天下を令せしむ。院司の職朝官より重なりき。

三代實錄拾芥抄中
右記愚管抄今鏡

齋宮寮 伊勢の齋王の爲に置く。

齋院司 加茂の齋院の爲に置く。

修理職 官殿の營作を掌る。職原抄

勘解由使 内外諸司の解由を勘ふる事を掌る。

桓武天皇の時千四百四十年代始めて置く。類聚國史類聚三代格

檢非違使廳界もいふ使廳嵯峨天皇の弘仁中千七百四十年始めて置く。彈正衛府の職を兼行ひ。刑法を

も兼行ふ。後又諸國に置き。權威漸重くふりて。刑部彈正衛府遂に其職を失へり。三代實錄職原抄

藏人所 嵯峨天皇の弘仁元年置く。頭を貫首といふ。第一等の公卿を以て任む。藏人、非藏人、所衆、瀧口

出納、小舎人等の職あり。詔勅と傳宣を掌る事を掌り。最重職たるを以て威權ありしなり。後より少

納言、侍從等皆其職を失へり。職原抄禁秘鈔蘆中鈔

此他鑄錢司、防鴨河使、施藥院使、内豎所、内教坊、大

歌所、記録所、正藏率分所等あり。地方より鎮守府、

陸奥出羽按察使、秋田城司、征夷使、押領使、追捕使、

等あり。臨時の官より遣唐使、班田使、問民疾苦使、
檢損田使、賑給使、装束司、次第司、鹵簿司等あり。
抄、職官志
等大意

凡官と建つるは長官、次官、判官、主典又佐官といふあり。
之を四部官といふ。長官ハ官事を總判し。次官
ハ之と助く。判官ハ官内と糾判し。文案と審署し。
稽失を勘ふ。佐官ハ事を受けて載録し。文案を勘
造し。稽失と檢出し。公文と讀む事と掌る。これ諸
司共ニ通るる所ふれとも。其稱ハ官省寮司より
りて各異あり。令義解、
職原抄、

署	首	佑	令史
司	正	佑	令史
寮	頭	允 <small>少大</small>	屬 <small>少大</small>
職 <small>坊同</small>	大夫	進 <small>少大</small>	屬 <small>少大</small>
八省	卿	丞 <small>少大</small>	録 <small>少大</small>
大政官	太政大臣 左大臣 右大臣	大中納言 少納言	外記 <small>少大</small>
神祇官	伯 <small>當</small>	佑 <small>少大</small>	史 <small>少大</small>
	長官	判官	主典 <small>又曰佐官</small>
	次官		
	副 <small>少大</small>		

但内膳司のこい長官を奉膳といひ、次官を典膳といふ。○女官の十二司ハ長官を
尚某とし、次官を典某とし、判官を掌某とす、佐官あることなり。

臺	尹	弼 <small>少大</small>	忠 <small>少大</small>	疏 <small>少大</small>
近衛府 <small>右左</small>	大將	中將 <small>少</small>	將監	將曹
四府 <small>左右兵衛衛門</small>	督	佐	尉 <small>少大</small>	志 <small>少大</small>
鎮守府	將軍	副將軍	軍監	軍曹
太宰府	帥	貳 <small>少大</small>	監 <small>少大</small>	典 <small>少大</small>
國	守 <small>大守</small>	介	掾 <small>少大</small>	目 <small>少大</small>
郡	大領	少領	主政	主帳
家 <small>親王職事三位空</small>	令	扶	從	書吏
檢非違使	別當	佐 <small>左右</small>	尉 <small>左大少右大少</small>	志 <small>左大少右大少</small>
賀茂齋院司 由使	長官	次官	判官	主典

鑄錢司
造寺使
長官
次官
判官
主典

凡内外諸司職掌あるをい職事官といひ職掌なきとい散官といふ。五衛府軍團及び諸の帶仗者を武官といひ。其餘を文官といふ。在京の諸司を京官といひ。其餘を外官といふ。又長上官番上官の差別ありて。六考八考の選限あり。其官は任するより。大納言以上、左右大辨、八省卿、五衛府督、彈正尹、太宰帥を勅任とし。其餘を奏任とし。主政、主帳、家令等と判任とし。舍人、史生、使部、伴部、帳内、

資人等と式部判補とを。令義解

淳仁天皇の天平寶字二年。紀元千四百十八年仲磨大保と

かり。大は官號を改め。太政官と乾政官とし。太政

大臣と太師。左大臣を太傅。右大臣を太保。大納言

を御史大夫とし。紫微中臺を坤宮官とし。中務省

と信部省とし。式部省を文部省とし。治部省と禮

部省とし。民部省を仁部省とし。兵部省を武部省

とし。刑部省と義部省とし。大藏省を節部省とし。

宮内省と智部省とし。彈正臺と糺政臺とを。其他

改むるもの多し。皆仲麻呂の言よりて唐制を

擬せしなり。仲麻呂敗るるに及ひて悉舊に復を。

帝重祚。僧道鏡を寵して法王となす。及ひ。法

王宮職を置く。名分の濫ふること甚し。光仁桓武

兩朝に至りて。悉冗濫の官と省き。治否と審より

て。賞罰を明よむ。續日本紀

清和天皇の時。攝政を置き。宇多天皇の時。關白の

號起り。尔後遂は藤原氏の常職とありしより。三

公の空名と守り。諸司百官の舊規と循守して。故

事と奉行する。小過ぎに。大寶の制漸壞ふる。政事要畧

地方官に至りてハ。權貴の家多く莊園と占有するを以て。國司の治むる所。百分の一は過ぎ以。身京師に在り。代官を置きて國務と掌るをハ。國司代といふ。其國司の任は赴らる。僚屬家人を遣へて事を執らむるといふ。目代といふ。武家政と執るふ及ひてハ。國司領家まゝ其職と失ひ。封建の勢を存と。朝廷ハ議奏傳奏を置き。大事ハ武家と合議參決して施行せしむ。これより後。朝廷の官職ハ令内令外と問ハる。概空名は屬せり。職官

鎌倉幕府の制。源賴朝志を得るは及ひて。朝廷文弱の弊は懲り。簡要を主として制を立て。政所問注所侍所の諸司と置く。其政所と侍所とハ。公卿の家制を襲きしものなり。政所ハ内外の機務と總へて。教令を施行す。執權又後見職と云連署又連判加判及ひ別當、令案主、知家事、執事、寄人等の職を置く。執權、連署ハ。外戚たる北條氏世々之と襲く。又評定衆あり。會同して大事と議定す。其他公事奉行、人あり所謂恩澤奉行、安堵奉行、越訴奉行、評定奉行、諸亭奉行、官途奉行等

ふり。引付衆ハ評定衆を補佐して。訟事と沙汰を。
東鑑、北條記、評定傳、武家名目抄、

問注所ハ衆庶の訴訟を聽決する所なり。長官を執事といふ。三善康信より後其家の世職となりて。町野太田の兩家互之に補を。まゝ寄人あり。

北條記 東鑑

侍所ハ將士を指揮し。非違と檢斷し。決罰の事を掌り。軍旅の事ある時ハ。機務ハ參預するを以て。最權勢ある重職とす。別當所司、開闔、寄人等あり。初め和田義盛別當とある。執權北條義時和田氏

を排して之に代りしより後。文武の權遂に北條氏に歸する小至れり。東鑑、侍所沙汰篇、

六波羅探題ハ。京都警衛の職なり。承久の亂以後。之を置きて時變に備へ。京畿及び關西の政務を總管せしむ。又北條一門の世職とある。比にも評

定衆、引付頭、奉行人、問注所執事、寄人、侍所、檢斷所等あり。概幕府に准む。東鑑、大田康有記、又大番の職あり。

諸國の武士を徵して。禁中を警護せしむ。後又鎌倉に置き。東國の武士をして之を勤めしむ。東鑑、貞永式目、

地方の職まい。西海ま鎮西奉行、九州探題を置き。長門ま中國探題又長門探題といふを置き。東北ま奥州總奉行あり。蝦夷代官あり。而して諸國まを守護。莊園ま地頭を分置ま。守護ま盜賊と追捕ま。罪犯を決罰ま。大番と督促ま。と掌り。地頭ま軍糧を徴収ま。ととを掌る。後世守護の權漸重くま。かりてい。民政ま關涉ま。郡郷ま代官と置きて。租税を聚斂ま。とま至れり。東鑑、保曆間記、長門國守護職次第、貞永式目、式目新編追加、武家名目抄

室町幕府の制ま。大抵鎌倉ま本つき。政所、問注所、

侍所と。以て。文武の樞機と執る。然れとま又同じうま。さる所あり。政所の長を管領といふ。職掌鎌倉の執權の如し。執事、寄人、評定衆、式評定衆、之ま屬ま。康富記、花營三代記、武家名目抄

引付頭人ま。采地の争訟、租税の抑留等を裁判ま。開闔、引付衆等の屬あり。問注所の職員ま。略、鎌倉まよま。武政軌範、齋藤親元記

侍所の所司ま。又頭人開闔、寄人等あり。専ら刑法と掌り。追捕警備の事ま。之と所司代ま委ねたり。其分職まい。段錢を諸國ま課ま。とまい。段錢國分

奉行あり外國貿易より唐船奉行あり。市税を掌
るより納錢一衆あり。五山十刹の奉行より禪律
方頭人あり。並に鎌倉幕府よりなき所あり。
地方の職より。關東管領又鎌倉管府を鎌倉に置
きて。關東の庶政を總へ。將軍の一族を補して世
襲し。三執事と置く。初め源賴朝府を鎌倉に開く。
故に探題を兩六波羅に置いて。關西と控制を。足利
氏の時より。南朝尚書を伺ふを以て。府を京都に
開きて之を鎮し。管領を鎌倉に置きて東國を治
めしむ。此時室町將軍を公方といひ。其執事と管

領といひ。關東の權盛あるに及ひて。亦公方と
稱して。其執事亦管領と稱するに至る。其府職も
亦室町に擬して。評定衆、引付頭人、引付衆、政所、問
注所、侍所等あり。大權遂に分きて海内事多し。其
他の職より九州探題、奥州探題、羽州探題、諸國に
守護、守護代、總領地頭、地頭等あり。
江戸幕府の制。大政の出る所を用部屋といふ。
本城もあり。大老、老中若年寄等此に會同す。
大老一人初め家老と稱す。或に置き或に置らむ。
老中五人初め年寄といふ。後閑老と禁裏院中、宮門

跡、堂上方諸大名等の事と掌る。

若年寄^五旗^下諸卒の事を掌る。

奥表右筆あり。諸老は屬して文書を掌る。

大事を裁斷する所と評定所といふ。龍の口より

り。老中、若年寄、寺社奉行、町奉行、勘定奉行等。毎月

式日三度立會日三度を定めて參會し。訴訟を聽

し。大目付、目付も臨みて之を監も。奉行等支配下

の訴訟は。各其官宅に於て聽斷も。

勘定所の殿中もあり。租賦財用の事と掌る。

勘定奉行の初め勘定頭と稱も。公事方勝手方の

二つに分つ。公事方より評定所留役組頭あり。勝

手方より御殿詰勘定組頭あり。其他屬吏尚多し。

目付所の城中に在り。大目付は老中の耳目とふ

りて大名の糾弾を掌り。兼て老中以下諸役人の

非違を監察も。目付は若年寄の耳目とふりて。旗

下諸士の非分非禮と正も。其下は徒目付、小人目

付あり。陪臣以下の非分と糾弾することとを掌る。

寺社奉行の寺社及神官僧侶の事と掌る。吟味物

調役等の職あり之は屬も。

江戸町奉行の府内町人の事と掌る。與力同心之

に屬も、寺社町勘定これを三奉行といふ。並に重職あり。

この他番衛の武職あり。小性番頭、書院番頭、大番頭、以下旗槍弓砲等、各奉行あり。殿中も候して禮儀の事も與る。奏者番、高家、中奥番等の職あり。將軍の近習も仕へて。命令を吐納もする。側用人、御用取次、側衆、小性等の職あり。後房をい大奥と稱し、廣敷用人、廣敷番頭等の職あり。凡鷹匠、馬方、船手より。技藝雜職も至るまで。備えらるる所あり。

地方の職あり。京都も所司代あり。禁裏を守護して關西を控制し。二條、大坂、駿府もい城代、定番、加番の職を置き。其他要衝都會の公料も屬する。京、大坂、駿府、奈良、伏見等の地あり。町奉行あり。長崎、佐渡、堺、山田、日光、浦賀等もい奉行と置き。其他各地もい代官を置きて。貢租斷訟の政を奉行せしむ。凡其措置前二代も鑒みて宜しきと裁したれば。内外大小相維持して。二百六十餘年の久しきも傳よりぬ。參取徳川實記、職掌録、柳營勤役録、武鑑、役人帳、殿居囊等大意維新の始め。有名無實たりし。二官八省の實と舉

け。續て歐洲各國の制と斟量し。内閣以下十省を
置きて諸政を總へ掌る。今の制かり。憲法類編、歷
年官等沿革
表、官
報、

位階勲位の事

上古い。臣連國造伴造各其職と世襲して。尊卑の
等級おのつらら明らるなり。細なる位
階の制としていあさりき。推古天皇十一年。千二
百十
年始めて大徳冠以下十二階の位を製せらる。こ
の時い位は相當せる色と定め。その色の純もて
作れる冠を位驗として賜るなり。當時冠位

と稱せり。孝徳天皇大化三年。千三百
七年 大織冠以下
七色十三階とし。同五年改めて十九階とも。天智
天皇三年。千三百
十四年 新令よりて。大織小織以下
大建小建まで二十六階とす。天武天皇十四年。千
三
百
四
十
五
年 爵位六十階と改定し。明大壹位より淨廣
肆まで。十二階を親王諸王の位とし。正大壹より
進廣肆まで。四十八階と諸臣の位とも。皇族と臣
下と位の名稱と別ちたる。此時と始めとす。日本
紀
文武天皇大寶元年。千三百
十一年 新令よりて。親王

四階一品より四品に至り。諸王十四階正一位より少初
り從五位下に至る。諸臣三十階正一位より少初
位下小至る。總て四十八階と定む。此時より冠を
賜ふことと停めて位記を賜ふ。日本紀續其制
左の如し。

親	一品	親	一品
王	二品	王	二品
四階	三品	四階	三品
階	四品	階	四品
	正一位		正一位

諸	正二位	諸	正二位
王	正三位	王	正三位
諸	正四位上	諸	正四位上
臣	正五位上	臣	正五位上
三	正六位上	三	正六位上
十	正七位上	十	正七位上
	從七位上		從七位上
	從七位下		從七位下

以上奏授

階

正八位上	正八位下
從八位上	從八位下
大初位上	大初位下
少初位上	少初位下

以上官ノ判授

位階と官職とい各相當あり。位高くして官卑きい行と署し。位卑くして官高きい守と署す。從三位守大納言。正二位行大納言の如し。令義この位號。明治維新まで千年餘を經て變革あり。明治二年正一位より從九位まで十八階と定め。大少初位を合せ。通して二十階とあり。四位以上

と勅任。六位以上を奏任。七位以下を判任とす。因て悉く從來の百官受領と廢を。官位の相當あり。るものを行守を記すこと。古法の如し。た、判任官は相當表あれとも位階を賜ふことあり。推古天皇より明治維新に至るまで。位階の制を改定せしこと總て七回あり。日本紀、令義解、圖書寮記録初め延喜以降王政衰へ。一條天皇の頃より。七位以下を叙すること甚希より。遂より正六位上より以下に絶えて叙せざることあり。た、門閥によれる堂上地下の差のを行えれて。位階の

實用ハ纔小公事節會の座次と。位袍の服色と小止まれるのこ。光格天皇の時。六位七位の正従上下の階級を再興せしむ。識者稱して美政といふ。冠位通考當時武家將士の叙位ハ。將軍より奏請して之を賜はる時ハ。奉謝として。物を獻するここと定制あり。抑爭亂の世武人私小官名を稱するもの多し。私小位を稱することのなかり。猶名分の存せし所をり。位階の説位記を作るハ最鄭重の儀なり。文官ハ式部省授け。武官ハ兵部省授け。其書式左の如し。

勅授位記式

中務省

本位姓名 年若干 今授其位

年月日

中務卿位姓名

太政大臣位姓名 大納言加名

式部卿位姓名

奏授の位記ハ。中務省と太政官謹奏し作り。年

若干の下は其國其郡人の字と加へて。中務卿の位署あり。判授の位記は。謹奏の字あり。太政大臣の所は。大納言位姓と署するのふあり。令

解

後世文飾して其行實と録するものあり。蓋唐制

よよれるあり。其式左の如し。延喜式、朝野群載

五位已上位記式

中務省

某位姓名

右可某位

仁和二年正月二日無位

中務云々可依前件主者施行

藤原朝は時

左可大納言年月甲日

平正五位

左可卿位

中務卿位臣姓名宣

下と可位

左可大納言

中務大輔位臣姓名奉

記と曰く

左可大納言

中務少輔位臣姓名行

中務伯禽封

大納言位臣名

魯辟疆侍中

大納言位臣名

咨爾時平名

中納言位臣名

文之子功臣

中納言位臣名

之嫡及此良

中納言位臣名等言

辰加汝元服

制書如右請奉
制付外施行謹言

制可
年月乙日

月丙辰時大内記姓名

左中辨名

左大臣位朝臣

右大臣位朝臣

式部卿位名

式部大輔位名甲日

左大辨位名

鳳毛酷似爵

命宜殊可依

前件主者施

行

式の中務云

々といへる

のうゝる文

を記せしむ

あり

敷

告某位姓名奉

制書如右符到奉行

大録名

式部少輔位名

少録名

少録名

年月丁日下

徳川氏の項に至りてハ先宣旨を與へ後ニ位記
を與ふ位記の體粗右ニ同一宣旨の式ハ左の如
し位記口
宣考

上卿庭田中納言

享保九年三月二日 宣旨

藤原忠義

宜叙從五位下

奉

藏人頭左中辨藤原賴胤

大納言

凡て位と叙する時ハ。中務省其状を録して奏聞
し。制可を待て行ふこと古今同一ありといへし

も。任官の方ハ概、口宣にて。只地方官の交替のとき

任符と下されたりき。令義解、延喜式、内局
柱礎抄、位記、口宣考

維新の後の奏任官の概、位と賜ふ例とあり。そ

の式總て官を書さず。その本位勲等氏名のを

書し。若し新叙なる時ハ只氏名を書き。位記を授

るハ總て太政官に於て。勅授ハ太政大臣奉し。

奏授ハ太政大臣宣し。内閣書記官奉す。十八年太

政官廢せられ。後ハ總て宮内省に於て。勅授

ハ宮内大臣奉し。奏授ハ宮内大臣宣す。今の制ハ

り。圖書寮
記録

勲位ハ。官位の外ニ功と賞して賜ふものナリ。大寶元年始めて定めらる。一等より十二等まであり。この帝ニ武勲文績ある人ニ賜えるのニあら。と。神社を崇む孝弟力田の者と賞して賜えることあり。令義解、續日本紀、類聚國史、

勲位二十

- 一等 正三位 二等 從三位
- 以上三轉加一等
- 三等 正四位 四等 從四位
- 以上五轉加一等
- 五等 正五位 六等 從五位
- 以上七轉加一等

等

- 七等 正六位 八等 從六位
- 九等 正七位 十等 從七位
- 十一等 正八位 十二等 從八位

以上奏授每一轉加一等

維新の後、明治八年制して勲等と八級とあし。等毎ニ章標あり。九年大勲章と制定し。十六年叙勲條例を定めらる。勲記の體御名を親署し。たまひ國璽と鈴し。總裁副總裁連署し。賞勲局の印と鈴し。同書記官兩名又その後ニ連署も。これ現行の正式たり。但し勲四等以下ハ御名と署し。たまふ

ことふし。圖書寮 記録

俸祿の事

大化己前ハ。臣連伴造國造の屬各封地部曲田莊等ありて。封建土著の制ふれハ。別ハ俸祿の制と立つる小及えず。孝徳天皇の朝紀元千三百年新八省百官を置き。部曲田莊悉官ハ収めハ初めて食封俸祿と定められ。大寶己後其法次第ハ備りぬ。日本紀參取食貨志食封あり。親王内親王ハ給ふと品封ハいひ。諸王諸臣の三位己上ハ給ふを位封ハいふ。五位己上

よても殊小功ありて給ふるを功封ハいひ。通中て封戸と稱す。給額各差等あり。其戸口より納むる田租の半ハ天租ハ悉く給す。及ハひ調庸を得るなり。令義抄

封品		封位	
一品	後八百戸	正一位	後三百戸
二品	後六百戸	從一位	後二百九十五戸
三品	後四百戸	正二位	後二百五十戸
四品	後三百戸	從二位	後百七十八戸
無品	後五十戸	正三位	後百三十八戸
		從三位	後七十五戸

親王以下。五位以上は。位田あり。獲稻を得。但租を官に輸す。

品田		位田		の制	
一品	八十町	正一位	八十町	正五位	十二町
二品	六十町	正二位	六十町	正四位	廿四町
三品	五十町	正三位	四十町	正三位	四十町
四品	四十町	從一位	七十四町	從四位	二十町
		從二位	五十四町	從三位	三十四町
		從三位	三十四町	從二位	五十四町
		從四位	二十町	從一位	七十四町
		從五位	八町	從五位	八町
		女は三分の一を減も。		女は三分の一を減も。	

親王俱は同じ。式延喜
四位五位は。又位祿あり。

位祿の制	
正四位	純匹十綿十布五十庸布三百六十
從四位	純匹八綿八布四十庸布三百
正五位	純匹六綿六布三十庸布二百四十
從五位	純匹四綿四布二十庸布一百八十
女は減半す。故ふくして上へさるること	
二年をきい給と停む。	

六位已下は。位田位祿なく。但職事官のものよ
い季祿あり。季祿は一位已下通して賜ふ所なり。

春夏の二季ハ二月上旬又賜ハ。秋冬二季ハ八月
上旬又賜ふ。八月より正月まで又上日百廿日又
充たされハ給せず。秋冬も亦同じ。

季		祿	
正從一位	純 匹三十	綿 屯三十	布 端一百
正從二位	純 匹二十	綿 屯二十	布 端六十
正三位	純 匹十四	綿 屯十四	布 端四十
從三位	純 匹十二	綿 屯十二	布 端三十
正四位	純 匹八	綿 屯八	布 端二十
從四位	純 匹七	綿 屯七	布 端十八
正五位	純 匹五	綿 屯五	布 端十二
正從一位	純 匹三十	綿 屯三十	布 端一百
正從二位	純 匹二十	綿 屯二十	布 端六十
正三位	純 匹十四	綿 屯十四	布 端四十
從三位	純 匹十二	綿 屯十二	布 端三十
正四位	純 匹八	綿 屯八	布 端二十
從四位	純 匹七	綿 屯七	布 端十八
正五位	純 匹五	綿 屯五	布 端十二

の		制	
從五位	純 匹四	綿 屯四	布 端十二
正六位	純 匹三	綿 屯三	布 端五
從六位	純 匹三	綿 屯三	布 端四
正七位	純 匹二	綿 屯二	布 端四
從七位	純 匹二	綿 屯二	布 端三
正八位	純 匹一	綿 屯一	布 端三
從八位	純 匹一	綿 屯一	布 端三
大初位	純 匹一	綿 屯一	布 端二
少初位	純 匹一	綿 屯一	布 端二
從五位	純 匹四	綿 屯四	布 端十二
正六位	純 匹三	綿 屯三	布 端五
從六位	純 匹三	綿 屯三	布 端四
正七位	純 匹二	綿 屯二	布 端四
從七位	純 匹二	綿 屯二	布 端三
正八位	純 匹一	綿 屯一	布 端三
從八位	純 匹一	綿 屯一	布 端三
大初位	純 匹一	綿 屯一	布 端二
少初位	純 匹一	綿 屯一	布 端二
從五位	純 匹四	綿 屯四	布 端十二
正六位	純 匹三	綿 屯三	布 端五
從六位	純 匹三	綿 屯三	布 端四
正七位	純 匹二	綿 屯二	布 端四
從七位	純 匹二	綿 屯二	布 端三
正八位	純 匹一	綿 屯一	布 端三
從八位	純 匹一	綿 屯一	布 端三
大初位	純 匹一	綿 屯一	布 端二
少初位	純 匹一	綿 屯一	布 端二

以上ハ位階よつきて賜ふ所あり。職事よつきて

て賜る俸禄い。大臣、大納言より職封あり。其収入猶位封の如し。又職田とも職いふあり。不輸租田あり。
令義解、續日本紀、拾芥抄

封職

太政大臣 後二千五百戸 左右大臣 後二千五百戸

大納言 後八百戸

後世令外官より内大臣 戸八百 中納言 戸三百

參議 戸六十と定めらる抄拾芥

太政大臣 四十町 左右大臣 三十町

田職

大納言 二十町

少納言以下より。これらの物有ることあり。但在

外官より職田又公解田といふを給るとと左の如し。

在

太宰帥 三十町 大貳 六町 士醫

少貳 四町 大監 二町

大判事 二町 大工、少判事、大典、博士、一町六段

少典、陰陽師、醫師、少工、一町四段 諸令史 一町

史生 六段

大國守 二町六段 上國守 二町二段

中國守 二町 下國守 一町六段

大上國目 一町二段 中下國目 一町

大領 六町 少領 四町
主政 二町
主帳

内外の諸司よいま公解料あり。其外官よ天
平十七年千四百年制して。正税を割きて公解稻を
置き。國の大小よ準し。差と立て、毎年出舉ス年。其
息利よて官物の欠負未納等を填補し。其餘を國
司等處分して所得とかす。其處分法ハ。長官六分。
次官四分。判官三分。主典二分。史生一分。博士醫師
ハ史生よ準續日本紀、延。又厨料あり。太政官以下の内官よハ厨家といひ。



諸國よハ國厨といふ。管内の公田を賃租し。地子
を以て官解の雜用よ充つ。令義解、續日本紀、類聚
三代格、三代實錄、政事
又官職位階よ關せと。特よ賜えるものよ功田賜
田あり。功田ハ。功勞あるものよ賜えるものなり。
四等あり。大功ハ世々傳領し。上功ハ三世。中功ハ
二世。下功ハ子よ傳ふ。大功ハ謀叛已上。又ハ八虐
除名の罪犯なりてハ没収することなし。戦功又
律令修撰の功等ありて功田を賜りしものあり。
文武の功ともよ賜へるふり。令義解、續
日本紀

賜田ハ。別勅賜田ともいふ。特旨を以て賜はるなり。田子限らも或ハ林野牧場など賜はることも有り。文武帝の時。僧法蓮醫術を善しければ。豊前の野四十町を賜ひ。元明帝の時。伊勢守大宅金弓。尾張守佐伯大麻呂。美濃守笠麻呂等地方官はて功績ありとて。本國の田十町つゝ賜はりし類なり。續日本紀
又帳内資人事力と稱するものあり。いつれも官給の人なり。親王は給ふと帳内といひ。五位以上の諸臣は給ふと資人といひ。在外官は給ふと事

力といふ。まゝ妃夫人嬪も給ふ。大納言以上職につきて給はると職分資人といひ。位につきて給はると位分資人といふ。おのづから人負は差等あり。在外官の職分田ハ。皆事力を用ひて耕種せしむ。令義解令集解
まゝ皇親年十三以上のものふハ時服を給ふ。後諸司の官人も給ふこととなり。皇親のとい王祿といへり。これハ上巳の數より給ふことなれハ。文官武官は長上番上等より給ふ。其差等あり。この外節祿とて。節會の時臨時は給

ふもの馬料として養馬料は給ふものあり。續日本紀類聚

大寶より延暦の頃までの禄制。ほく右の如くか

りし。朝廷冗官多く府帑乏しくふりし後。其

制もや、紊れたり。平城天皇の大同三年。紀元一千四百

六十諸司と併省せし故。前制を革められ。要劇

料とて。もと要劇の官のとは賜はりし俸錢と。此

に至りて普く諸司は賜ひ。又時服馬料とも普く

衆司は給はるることなれり。日本後紀類聚

其衛士仕丁等の類は給はるる。大糧あり。月毎

は白米鹽醬等を給はる。初めこれを月料といひ

し。内親王妃夫人女御等とも給はるることな

りしより。衛士仕丁等も給はるるもの。大糧と

分ちいへり。令義解、延喜式

紀元千七百年代より後。權門勢家争て莊園を立

て。封戸の制行はれず。諸國の貢調は年を逐ひて

減耗せり。是は於て年給といふことあり。内給院

宮の給。及び親王公卿女官等も給はるものあり。

いづれも諸國の介、掾、目、史生等と。毎年の除目も

申し請ひて任し。其俸料と得るをいふなり。三代實錄

江次第抄後世年官年爵といふもの此は始まる。原職

抄朝家漸衰ふるに及ひて。公事の中より正月の

給女王祿。二月の位祿定。十月の大糧申文等。その

名と存るといへとも。官庫給するものなく。位祿

王祿の如きも。年と経て行ふこと能はず。崇徳天

皇の時より及ひて。朝臣皆月俸を預らる。それよ

り後ハ諸の祿法を絶えて行われず。政事要畧

續本朝文料、公事根源、食貨志

鎌倉室町の時より。世官世祿をねとも。其官職あ

るものハ特ニ恩給あるへけれとも。其制傳をら

す。徳川氏に至りてハ。初め旗下の士職吏とあり

て昇進する毎に。祿も隨て増し給はりし。延寶

中紀元二十三年始めて役料を給ふ。各職役より

て差等あり。されと世祿の多少を論せず加へた

まふ。享保中二十三年に至りて。職に従て祿額を

定めらる。これを役高といへり。世祿の數額は滿

つるものより加給せず。柳營秘鑑、御役料定書、徳川禁令考

維新後世祿を廢し。官吏たるものハ。其等級より

りて俸祿の制を定めらる。官等沿革表、官報

律令格式の事

日本制度通 卷二 四十

支那より於て。古來天下と治むるは四の法典あり。律令格式といふ。令は萬事の定例と示すもの。勸誡を本とし。格は時を量りてその宜しきと裁するもの。式は法令の闕遺を補ふもの。而して律は法に違ひ罪を犯すものを罰すへき刑書にして。懲肅を以て本とせり。此四書は隋を經。唐ふいたりて全く備はりしものなり。大學衍義補本朝文粹制度通本邦の古は於ても。天下と治むるは法あらずといふことなし。然れども上古簡樸の世は。風俗慣習を本とし。時は隨て量定しつれは。成文の法

典あることなし。推古天皇の十年。紀元二千二百六十二年皇

太子厩戸之つらら憲法十七條を作られ。國家の

制法これより生まれり。然れども未備はれるも

のよはあらず。日本紀本朝文粹弘仁格式

天智天皇元年。紀元千三百二十七年大織冠中臣鎌足等

詔し。唐制ふ准して始めて律令と定めしめ。孝徳

天皇の朝の舊章と損益して。略條例を立てらる。

天武天皇の時。更は判定全備し。持統天皇の三年。

天智元年より、中二諸司は頒布せらる。此令を近

江令といふ。凡二十二卷あり。今傳はらず。律の事

らす。○日本紀、大織冠傳、弘仁格式、

文武天皇四年。持統三年より、中七年隔つ、刑部親王藤原不比

等をして重ねて律令と撰定せしめ。翌大寶元年

修撰の功成りて。二年天下に施行せらる。近江令

を准正として増損せられしものなり。これを大

寶の律令といふ。令十一卷、律六卷あり。續日本紀、弘仁格式、

元正天皇の養老二年。大寶元年より、十六年を隔つ、まゝ藤原不

比等より勅して令律を刊修して各十巻とす。こ

れを養老の律令といふ。今も傳ふるものあり。此

より大寶の撰とい。古律古令又前と稱せり。續日本紀、

弘仁格式、政事要略、貞永式目鈔、此後桓武天皇の延暦十年。律令

二十四條を刪定し。同十六年令格四十五條を刪

定したれとも。其大體は、大寶の制定よりりて。文

章條數の増減をふしのみあり。日本後紀、類聚、國史、參取、令三

辨、

律十卷十二篇。其目左の如し。

名例 衛禁 職制 戸婚 廩庫 擅興

賊盜 鬪訟 詐偽 雜律 捕亡 斷獄

令十卷三十篇。其目左の如し。

官位 職負 後宮職負 東宮職負 家令職負

神祇 僧尼 戸田 賦役 學 選叙

繼嗣 考課 祿 宮衛 軍防 儀制 衣服

營繕 公式 倉庫 厩牧 醫疾 假寧

喪葬 關市 捕亡 獄 雜

律の亂世は亡逸して。今僅に名例、衛禁、職制、賊盜の四篇と存し。令も倉庫、醫疾の二篇と失へり。

格式は制令の後時々勅裁有りて下されしものありつれと。未成典といふらざりしものあり。平城天皇の朝。千四百年代格式の編輯ありて。政道尚

闕る所ありとて。左大臣藤原内麻呂、參議菅根真道等又詔して撰定せしめらる。然れとも未成らずして晏駕せさせたまへり。嵯峨天皇重ねて大納言藤原冬嗣等又詔して續修せしめられ。大寶元年より弘仁十年までを集めて。式四十卷、格十卷とす。これを弘仁格式といふ。十一年四月より施行も。

清和天皇の朝。紀元千五百年代よいたり。時の五代と歷年ハ六旬を重ねしものあり。自ら沿革あるを以て。右大臣藤原良相等又詔し。舊格又因りて新符を

緝めしめられしも。成功遅うりし。大納言藤原氏宗等重ねて旨と受けて。弘仁十一年より貞觀十年までを集めて。格十二卷式二十卷とふす。これを貞觀格式といふ。

醍醐天皇の朝。千五百六十年代。左大臣藤原時平等より勅して。貞觀十一年より延喜七年までと續集せしめ。格十二卷式五十卷となす。これを延喜格式といふ。本朝文粹

延喜格の目左の如し。卷一 中神祇務 卷二 上式部 卷三 下式部 卷四 上治部

卷五 下治部 卷六 上民部 卷七 下民部 卷八 兵部

卷九 内刑部、大藏、官職、卷十 雜 臨時格上 臨時格下

廿八	三	上	三	神	神	宮	神	卷一	延喜式
隼兵部	民部	部	人中	祇名	祇名	齋神	神祇	一四神祇	の目
人部	部	十九	宮大	上十	上十	宮祇	神祇	時祭	左
廿	廿四	下	舎	神祇	祇名	五	十	上二	の如し
九	上	式部	十四	下十	下十	齋院	一	四神祇	
事刑	主計	部	殿縫	十一	十一	六	二	時祭	
四部	計	廿	十五	官太	官太	七	下	祭二	
獄判	廿五	下	藏内	政	政	祇	三	下三	
三十	下	主計	十六	十二	十二	大祇	臨神	臨時	
織大	計	廿	六	會	會	七	時祇	祭三	
部藏	廿六	上	陽陰	八	八	會	祭三	四	
卅一	上	主稅	十七	祝神	祝神	八	祇	伊神	
内宮	廿七	下	七	祝神	祝神	八	祇	勢祇	
卅二	下	主稅	匠内	典記	典記	十	太	四	
膳大	稅	廿	十八	十	十	九	太	四	

上卅三大膳 卅四木工 卅五大炊 卅六主殿 卅七典藥 卅八
部 卅九正親 四十造酒采 四十一正彈 四十二京左右
市 四十三春宮 四十四勘解 四十五左衛 四十六左右
衛 四十七左衛 四十八左右 四十九兵庫 五十式雜
 三代之格今亡逸して存せず。中古三代の格を
 何れもせ。事よりて類聚したる類聚三代格三
 十二卷ありしを。これも過半亡佚して。今僅よ
 存す。式いたり延喜式のみ全く存せり。
 此四部の法典は。王朝の盛時は列朝遵行し來り
 しも。皇室式微ありし頃より漸行されも。鎌倉

幕府の頃。明法博士坂上兼明。律令格式の要を摘
 み。法曹至要抄を撰して。罪科、禁制、賣買、出舉、借物、
 質物、預物、荒地、雜事、處分、喪服、服暇、雜穢の十三條
 又分ちて。時宜の便とあせり。然れとも幕府より
 時より貞永式目の撰ありて専ら之と行ふ。紀元千
十二 後又建武中又建武式目の撰あり。いづれも
 追加あり。猶令の格あるが如し。戰國割據の世に
 諸家各其家法と設く。これを壁書若くは百箇
 條と稱す。法曹至要抄、仁和寺書目、貞永式目、式目
内家壁書、武田信玄、百箇條、長 德川幕府よりいたり。
曾我部元親、百箇條、大意

公武の諸法度等。法制見るべきものありといへとも。成典と急よせし。將軍吉宗始めて公事方定書と定められたれとも。たゞ、刑律の書よして、令格式又準すへきものい。未備いらさりしあり。公事方定書 仰高録
明治維新の後い。初めい。明清の制ふよりて律の書ありしといへとも。未令格式よい及てれす。後歐米諸邦の制を採用するふ及ひてい。諸法もまた専ら歐洲の法典よ準據せられて。刑法治罪法成り。民法商法等の成典漸備いらむとん。これ又

古今の變なり。

刑法の事

太古の時罪犯あるものを罰するに。收贖解除の法あり。素戔嗚尊罪を天照太神よ得し時。千座置戸を科せ。其爪髪と抜きて罪と贖をしめ。天兒屋命よして解除の祝詞を宣して。根國よ逐いしめらる。日本紀 太祖統一の後。天兒屋命の裔世々國民の犯せる罪と解除をることとを掌る。其罪名よ天罪國罪の稱あり。古語拾遺 當時の俗。大抵恬靜質直よして盜竊せむ。争訟少く。婦女い淫せし妬せ

す。罪の輕きハ其妻子と沒收し。重きハ門戸と減
そのこ。後漢書、魏志、然れとも其許すへらさる
晋書、北史、ものあるときハ。間苛刑を用ふることあり。履中
天皇の朝ハ墨刑あり。顯宗天皇の朝ハ懲役あり。
雄略天皇の朝ハ左降除名沒收焚殺等の刑あり。
允恭天皇の朝ハ流刑あり。崇峻天皇の朝ハ梟刑
あり。其争訟と斷するハ盟神探湯あり。塗と釜
中ハ沸騰せしめ手しめて探らしめて其曲直を決
す。これ古來の慣法なり。然れとも疑獄の時ハあ
らされり用ふることをなし。
記、日本紀、古事

當時法律簡易。大抵殺人強盜姦淫すれハ死罪。竊
盜ハ贓物を謀りて贖ハしめ。財をけれハ身と沒
して奴とふし。其他ハ輕重ハ從ひて。流罪杖罪の
類ハ處まると過きん。
北史、隋書、
推古天皇十二年。肇て憲法十七條と定め。
日本紀、廿
八年制して曰く。君后ハ不忠ハ考妣ハ不孝ふる
ものあらハ必告げよ。若隱さハ同しく其罪ハ處
し。重く刑法と科せむと。成文の法と立つること
此ハ始まる。
舊事紀、天智天武の兩朝を経て。文武天
皇の朝大寶律を刊脩するふ至りて刑法備ふる。

其刑五あり。五罪といふ。凡二十等とふす。

笞罪 十より五十まで五等あり。

杖罪 六十より百まで五等あり。

徒罪 一年より三年まで五等あり。

流罪 近中遠の三等あり。

死罪 絞斬の二等あり。

ハ虐あり。犯も者ハ常赦も原され。應議も減

せも。以て君臣父子の分と嚴ます。

謀反 謀大逆 謀叛 惡逆 不道

大不敬 不孝 不義

議請減贖の典あり。親故と親おし老少と恤むの
誼と著す。議といハ六議あり。一官外三平と會

議親 議故 議賢 議能 議功 議貴

六議の人死罪と犯も時ハ其罪状及應議の由を

條録して奏聞し。議定奏裁と待つことを得。應議

者の祖父母父母等。若くハ五位及ハ勳四等以上

の死罪と犯も者ハ此の如く決斷をへき由と上

請も是を請といふ。並ハ流罪以下一等と減する

ことと得。七位勳六等以上。及ハ官位勳位得請者

の祖父母。父母妻子孫の流罪以下と犯も者ハ各

一等を減することを得。これと減といふ。應議請減者。及び八位勳十二等の流罪已下を犯す者。又年七十以上十六以下。及び廢疾の者流罪以下を犯す者等。並に贖と聽さる。此と議請減贖の法といふ。

官當、免所居官、免官、除名の法あり。官人を優卹し過失と原諒する所以なり。

官當 官人私罪を犯し。官を以て徒に當つる時。一品以下三位以上の一官徒三年に當つ。五位以上の徒二年。六位已下の徒一年に

當る。若公罪なら。各一年を加ふ。是を官當といふ。

免所居官 先居る所の一官を解くあり。官當免所居官。とも一年の後。先位より一等降して叙せらる。

免官 先居る所の官位勳位と解くあり。三年の後。先位より二等降して叙せらる。

除名 官位勳位悉除き。課役本色より従ふ。六年の後。先位より二等降して叙せらる。

至要抄

律疏參取法曹

聖武天皇神龜二年。紀元千三百詔して死者復生
く可らざるを恤ませたまひ。死罪をい流す。流罪
をい徒罪を爲しけれい。此後大辟の罪も大抵流
罪に處せられ。且大赦常赦曲赦等の詔屢下りし
うい。寛典の流弊益甚しくなりぬ。續日本紀
光仁天皇の寶龜以後。紀元千四百刑法稍峻嚴
よして放火盜賊をい衆中よ格殺するよ至り。死
罪の中新よ格殺の刑と増せり。法曹至要抄、華山
天皇の寛和中。紀元千六百よ至りて。又梟首の刑
を増す。日本紀此時朝政漸弛ひ。刑法嚴を加ふとい

つとも亦行われざる所あり。藤原伊周其弟隆家
を華山上皇を射奉りしよも、其罪僅よ流す止ま
り。幾もあくて本位よ復したるなどの事さへあ
りしうい。叛亂の徒を制すへきやうもふく。武人
い地方を横領し。盜賊い京師よ縦行し。朝權遂よ
武門よ歸するよ至れり。參取榮花物語、古事談、
保元物語等大意、
鎌倉より後。武人權を執るふ及ひてい。古律よ出
入してまゝ。時宜の斟酌あり。其刑と立つるよ四
種あり。
禁獄 獄よ繫き限満ちて、放還するもの。

追放 本籍と削りて。他方は放逐するもの。

流罪 近中遠の三等あること古も同じ。

死罪 斬梟首磔。及び三族の差等あり。

文臣は左の五罪あり。

召籠 官衙は拘留を。日限は差等あり。

召怠状 待罪書を徴し。家は屏居せしむ。

勅勘 門扉を鎖して。出入を許さず。

解官 本官或は兼官と免するものあり。

除籍 官位と褫奪して。庶人とするもの。

武臣は又左の五罪あり。

召禁 文官の召籠の如し。

過怠 祠寺橋梁等の修理料を出さずむるもの。

改易所職 解官の如し。

永不召仕 除籍の如し。

召放所領 所領の一所或は其幾分を奪ふ。

庶人は別小閏刑あり。

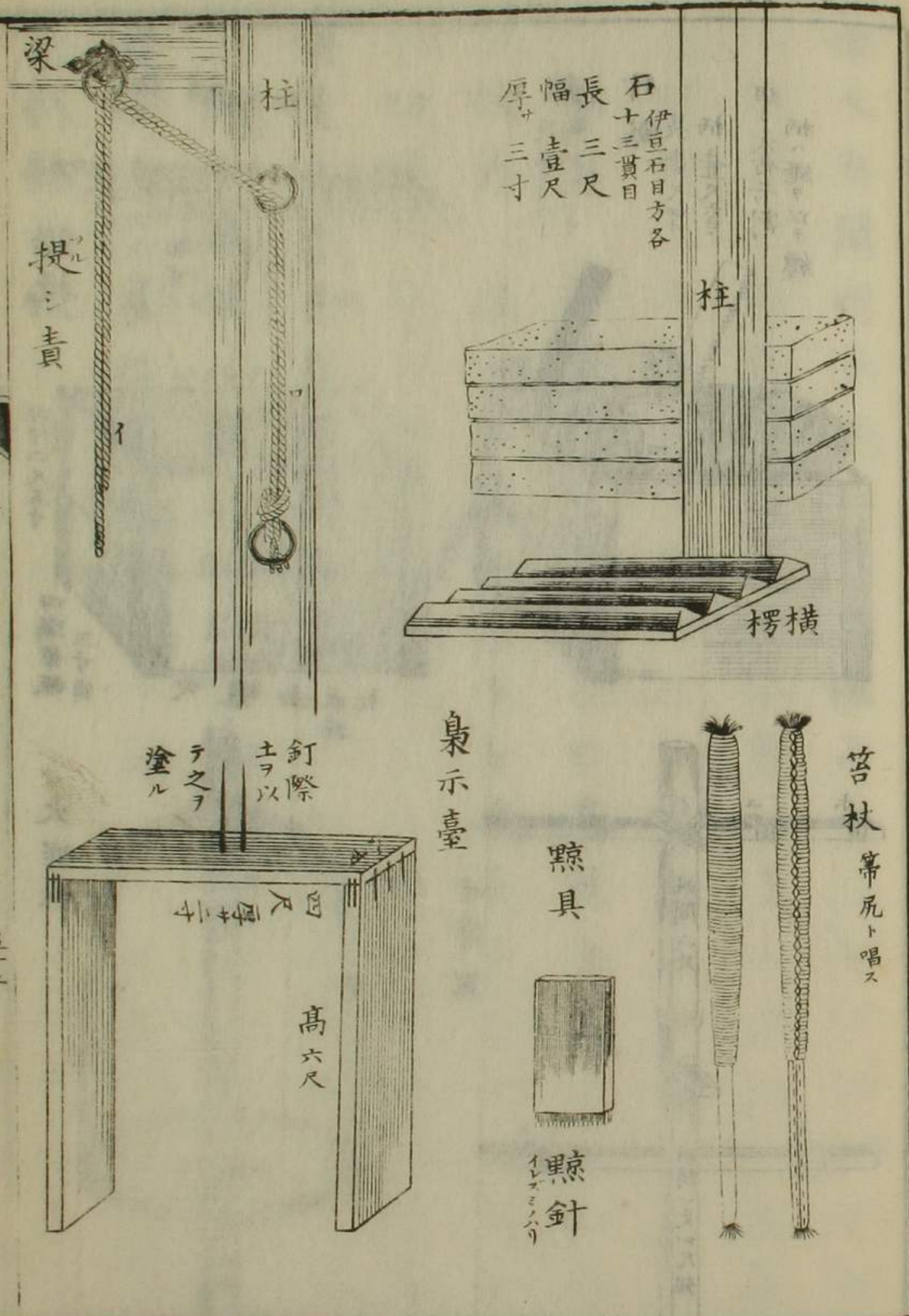
剃半鬘 鬘鬘の一半を剃除するもの。

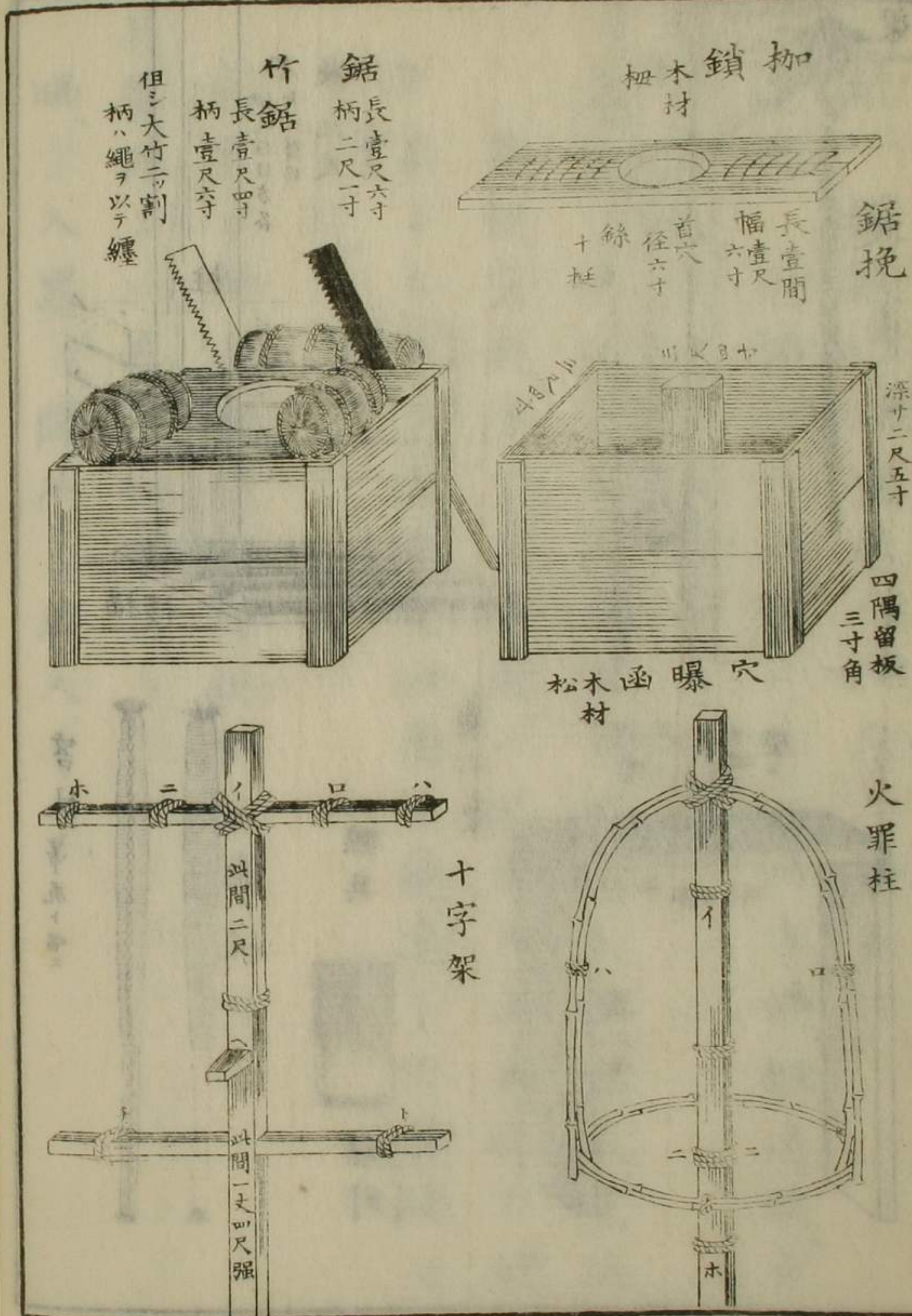
焼印 火印と面部は烙記するもの。

闕所 田宅財産を官に没入するもの。

徳川氏の時に至りては、沿革あり。

敲 輕敲 其數五十 重敲 其數一百の二等あり。
 追放 所拂江戸拂江戸十里四方拂、輕追放、中
 追放、重追放の六等あり。
 遠島 伊豆、七島、薩摩、五島、肥前、天草、隱岐、壹岐
 等便宜放流す。其無籍の犯徒の尚再犯の嫌
 あるものハ、佐渡及佃島ニ發遣して苦使せ
 しむ。
 死罪 斬、火、獄門、磔、鋸挽の五等あり。
 其屬罪ハ左の四種あり。
 晒、入墨、關所、非人手下。





士人の閏刑は左の五種あり。一、遠慮、慎、逼塞の三等あり。二、閉門、五十日、百日の二等あり。三、蟄居、隠居、永隠居の差等あり。改易、永く土籍と削るをいふ。切腹、僧徒は左の閏刑あり。一、追院、構、一等あり。二、宗構、の婦女は左の閏刑あり。一、剃髮、奴

庶人より左の閏刑あり。

呵責 過料 戸閉 手鎖

明治の初、新律綱領を定められし時より、五刑の目と立て、笞杖徒流死とし、各贖金の法あり。其閏刑より、謹慎、閉門、禁錮、邊戍、自裁の五とし、官吏の公罪私罪と別ち、僧徒婦女老少廢疾より別し、其制あり。改定律例と裁するに及びては、正刑と懲役死刑とをなし、華族より別し、贖罪の法と立てたり。其他官吏の公私罪、僧徒婦女の閏刑は、尚前律より因りて増損する所あり。後刑法と布くは及

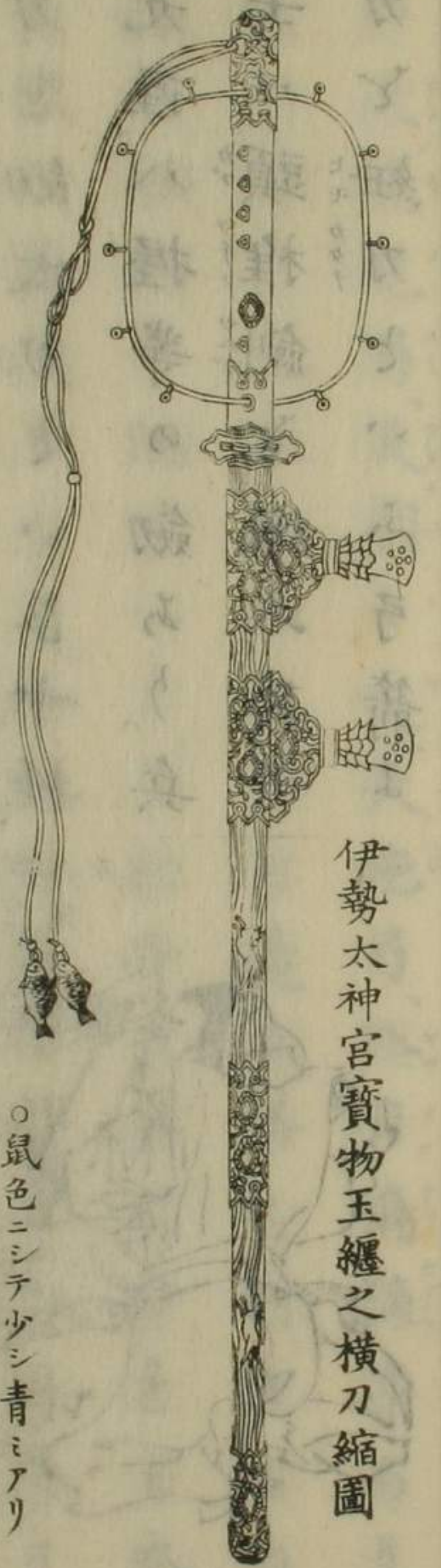
ひて、いまの大は面目を改めらる。式目、公事方御

定書、新律綱領、改定律例、刑法篇等大意。

兵制の事

本邦古より武を以て國を建てしは、尚武の象既に太古より著る。伊弉諾尊伊弉冉尊天瓊杵を執りて、大八洲を經畫したまひ。大己貴命廣矛を杖つきて中國を平定せしより、細矛千足國の稱あり。天孫の下土より降臨したまひし時、二田造大庭造等五人、伴領として二十五部の物部を率ゐ、皆兵仗を帯ひて從ひ、天押日命天津久米命も又弓

矢を執りて前列ふ立くり。兵制の起原始めて此
見ゆ。日本紀古事記
 曰事紀姓氏錄
 神武天皇中國を平定したまふり及ひて道臣命
 の大伴部の兵と掌り。大久米命の來目部の兵と
 掌る。此後にな世職よて。禁軍と督一宮門と衛護
 せり。可美真手命も亦天物部の兵と掌る。其孫世
 々大連とふりて。兵刑の事よ與る。かく武官の家
 自定まりて。世職たりといへとも。大事あるふ
 及ひてハ。天皇皇族自その元帥とありて。膺懲の
 典と擧げたまふ。此よ以て軍國の權曾て移られ。



伊勢太神宮寶物玉纏之横刀縮圖



七寸 鼠色少シ赤ミアリ

三寸五分

鼠色ニシテ少シ青ミアリ

神代ノ兵器

此アタリ圍一寸八分許全體ヒラミナリ

兵威顯赫ふして。内外臣服覬覦と懐くものありき。古事記、日本紀、舊事紀、古語拾遺、職原抄。其兵器ハ矛、刀、弓、箭あり。矛ハ三刃矛、嚴矛、比々羅木の八尋矛の類あり。刀を劔太刀といひ十握九握、八握等の劔あり。兵士ハ頭椎劔と佩ふ。其小刀と紐刀といふ。弓箭ハ

弩の圖 前賢 故實 考



ハ天鹿兒弓、天羽々矢、天拖弓、八目鳴鐘等あり。上古ハ専ら丸木と以て弓と造る。善く射るものハ鏡盾、缺的を洞すハ。これ等の具いつきも本邦古來の長技なりて。外人の毎々驚き、所たり。神功皇后の時始めて弩の制あり。勁利比ぶものハ。日本紀、古事記、萬葉集、兵志、本朝文粹。天武天皇の朝紀元千三百四十年代諸國又詔して。陣法を習せしめ。又文武官ハ務めて兵を用ひ。馬ハ騎ること習せしめ。其兵を充足せしめ。馬ハ騎るものハ騎兵とふし。馬なきものハ歩兵とふし。皆精練

して徴發は應せしむ。若怠るものい決罰し。熟練のものい死罪を犯すとも減等せらるることあり。

日本紀

大寶以後。兵部省天下の兵政を總掌す。徴兵の法。諸國人民男子たる者二十歳よりを正丁とし。以て六十歳に至る。毎年六月三十日以前。京國の官司其所部人民の家口年紀を檢注し。帳を造りて八月三十日以前は太政官に申送を。其人民不より老より入り。中男より正丁に登るべき者。及び廢疾等の課役を免るべき者。國司親其形貌を檢

し。若奸欺あるものい事に隨て檢定して。これと帳籍に記入す。其兵士を徴發するものい。三丁毎に一丁と取ると準とし。一國の丁と通算して其三分の一を取らる。其點差する所の者と兵士といふなり。

其徴發を免るべき者い左の如し。

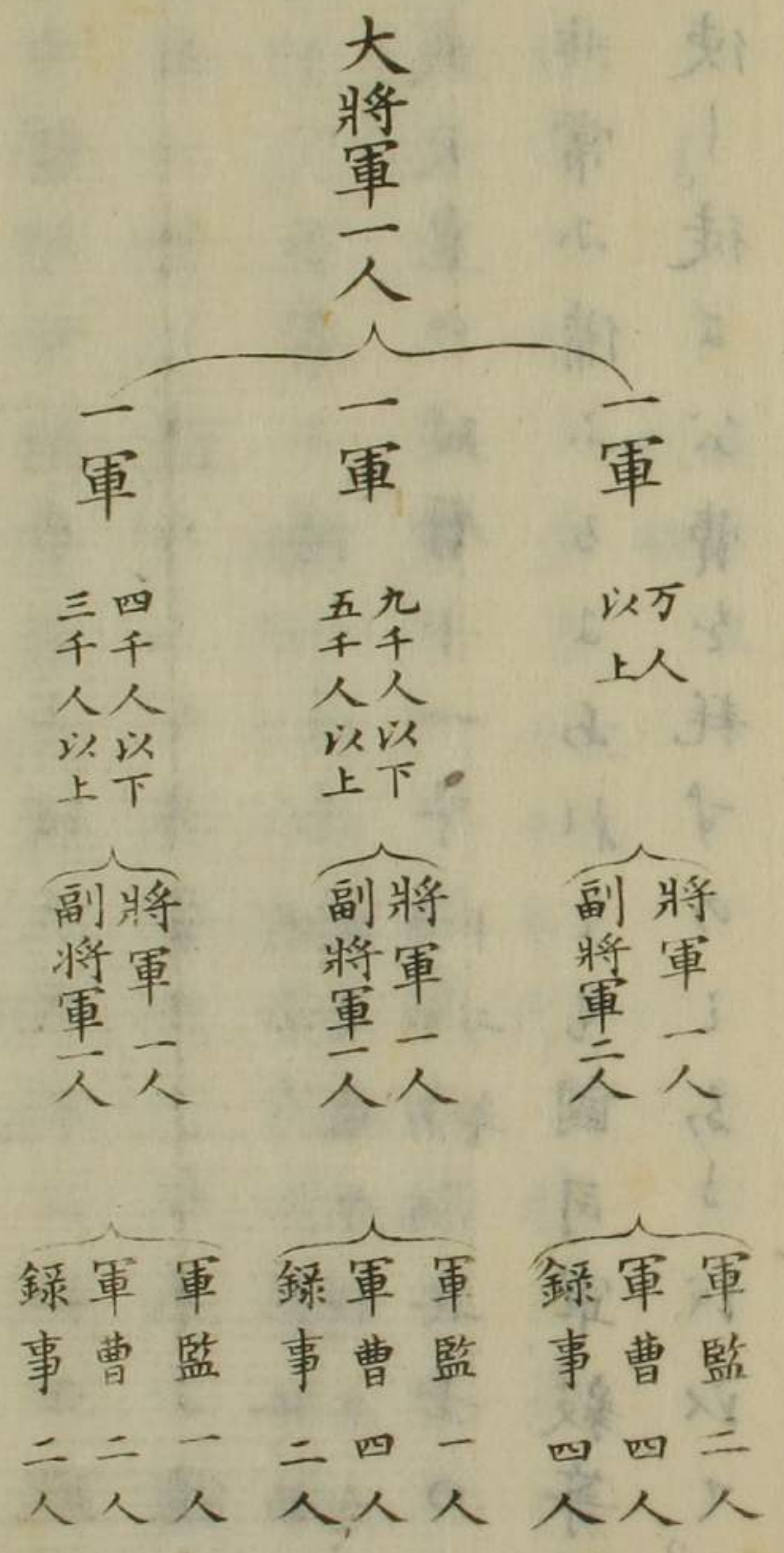
皇親。三位已上の父祖兄弟子孫。五位已上の父子。八位以上の嫡子。内外初位已上の官人。舍人。史生。伴部。使部。兵衛。近衛。仕丁。帳内。資人。事力。驛長。烽長。勲位八等以上。雜戶。品部。郡の主政。主帳。牧の長帳。

驛子。烽子。牧子。國博士。醫師。諸學生。貢人。得第せらる者。里長。侍丁。及ひ六十六以上の老人。廢疾。篤疾の人。孝子。順孫。義夫。節婦。閭門。表する者。及ひ其同籍の人。兵士。差科の法。白丁の差役。又齊しく富強と先ふして貧弱を後より。多丁と先よりして少丁を後よりす。國司其名簿と檢して。順次之と發遣上番せしむることあり。今義
禁内と警衛をらふ六衛府あり。近衛は常ふ天子の親衛とふり。其兵は大抵官人の子弟と取り。大將。中將。少將。將監。將曹等ありて之と率る。いつれ

も其任を重くす。衛門。兵衛を以て外衛とふ。諸國徵發の兵士と取る。督。大少佐。大少尉。大少志等ありて之を率るなり。六衛の兵員大凡二千七百四十餘人あり。續日本後紀。今義。職原抄。延喜式。
初め大寶の制にては。衛門。左右衛士。左右兵衛の五府ありし。後中衛。近衛。外衛を増して八府とふ。其後また沿革して弘仁三年より始て左右近衛。左右衛門。左右兵衛の名定り。これと六衛府と稱することとなりしあり。職原抄。公標注。
諸國はハ大抵五六郡毎に一軍團を置く。其職員

兵數大少ふよりて等しう。大毅一人少毅二人
 人よて一千人と領す。六百人以上ふらハ大毅少
 毅各一人。五百人以下ふらハ毅一人あり。二百人
 毎ニ校尉一人。百人毎ニ旅師一人。五十人毎ニ隊
 正一人あり。十人と火と一。五人と伍とす。主帥統
 領して參雜せさるむ。一火毎ニ軍器と備へ。六
 駄馬と養ひ。兵士一人毎ニ胡籙、太刀、刀子、及糧鹽
 等を備へしめて。常に庫中ニ貯ふ。今義解、參取三
 代格、出雲風土
 其征討の役あるときハ。更に軍隊と編成す。軍

三等あり。三軍を統ふる。小大將軍あり。



西海よハ太宰府を置きて。外蕃と控制し。防人司
 ありて。防人の戎具教閲と掌る。防人の諸國の兵
 士と取り。三年と限りて交替せしめ。以て邊警小

備ふものあり。令義其他陸奥、出羽、佐渡、對馬、壹
岐とい邊要の國とふし。殊に警備を嚴ふせり。陸
奥とい鎮守府と置きて。蝦夷と鎮壓し。將軍、軍監、
軍曹、醫師、弩師等あり。後又出羽は秋田城と置き。
守若ハ介と遣はして專當せしむ。並に鎮兵、兵士
ありて。不虞ふ備へしむ。延喜式三代格類聚
國史職原抄兵志
桓武天皇の延暦十一年。千四百年兵士の設いも
と非常ふ備ふるよあれとも。國司、軍毅等兵士と
役使し。徒に公費を耗すのこあり。故以て。勅して
諸國の兵士と停廢せらる。唯陸奥、出羽、佐渡、及ひ

大宰府の邊要の地かれ。舊に依りて配置せし
められし。類聚三代格
平城帝の時に至り。紀元千四百年檢非違使と置き。
後又諸國にも置られて。盜賊追捕の事を掌らし
め。漸威權あり。後の押領使守護貞觀より後諸國
の兵士衛府の官いづれも尪弱ふして。用ふ中ら
さりし。武備益弛ふ。三代格三此に於て禁中
ふい瀧口武者。東宮とい帶刀院とい北面の士と
置き。源平の武士を以て宿衛の職とふす。これよ
り後武門遂に勢を得て。朝廷の兵馬の權と失へ

り。職原抄、尊卑分脈、拾芥抄、

當時の兵器は刀劍弓矢の外、槍あり薙刀あり。衛士の隔日、刀槍と用ふることを習ふ。又鎌槍、鯨尾槍あり。元弘建武の頃、いたりて、一丈の槍と用ふるものあり。令義解、三代實錄、太平記、弓矢も亦いよく精しくあり。源平二氏勢ある頃、最弓馬の二つを重くし、強きもの、五人張十五束ふると用ふるに至る。刀劍も良工輩出して、いよく銳利と加へし。武將はこれを收めて傳家の重器とふす。其長短大小亦齊く、建武中、

たりて、六尺四尺若くは七尺の大刀を佩くものありき。東鑑、平家物語、太平記、承久記、後三年合戦繪卷、そも古ハ牧畜の業盛にして、武士ハ大抵良馬を畜へし。ば、軍事といへど多くハ騎馬を以て。元弘建武以後、牧畜をとりて歩戰盛なりて。兵器の沿革せるものと少くむ。延喜式、盛衰記、鎌倉幕府、封建を以て制を立つるに及ひて、家人郎等、いづきも譜第の世襲にて、一職として、武人なりぬ。いふに、軍務を總べ、兵機を司るハ侍所別當及ひ所司なり。京都ふを大番を徴し

て番衛せしめ。諸國の大小名も幕府に葵向して。しきりな兵武を修めしむ。承久の亂は朝廷の徵發に應せしものハ。六万人ふ過ぎたりしとも。北條泰時單騎よして鎌倉と發せし時ハ。關東の兵士集るもの忽は十九万人に及べり。以て兵制の備えれしを見し。東鑑、承久記、參室取武家名目抄 町の時ほ、こゝに據りてまゝ損益ありといひとも。其代を終るまで争亂已む時なく。應仁以後よいたりて威令遂は行えれも。兵制見ると足るものふし。太平記、應仁記、後鑑 江戸幕府の制。將軍親征もれ

ハ諸大名皆従ふ。老中の方面の將とありて大名と指揮し。若年寄ハ旗下の將とあり。大番頭ハ先鋒となり。先手弓銃頭之は屬も。書院番、小姓組、新番、小十人、歩士等ハ將軍自率て親衛とせず。大目付、目付ハ老中若年寄の指揮を監し。使番傳令と掌る。大凡幕下の騎士千七百六十人。番頭組頭百二十人。歩從の士八百三十五人。頭三十一人。組頭六十二人。與力三百二十人。卒四百四十人。弓銃旗卒三千二百三十人。其將長六十一人。與力三百十人。その陪卒と合とれハ凡十万人に過ぐ。而し

て諸大名は其封額よりて軍役を課すること
差あり。大抵一万石の軍役兵四百人と出すと法
とも。國史徳川實紀、
参取安政紀事、
明治の初め。王政古は復し。二年兵部省と置き。卿
輔己下の職ありし。後革めて陸軍海軍の二省
とし。又参謀本部と置く。その徴兵法も屢更正せ
られて兵農分れ。國民すべて服役の義務あり。
全國は六師團を配置し分ちて十二旅團とあり。
又大隊區警備隊區に分てり。操練の法造兵の技
これを歐米は参料して。我武用て張るよいたま

り。明治史要、
國勢一斑、

學制の事

太古敦樸の世は。文字おけれハ書籍もあ。學
制を布き教育を并勵をふとの事有へきや
ふ。然れとも其教ハおのつうら備もりて。貴賤
老少口々は相傳へて。祖業と稱述し以て忠君愛
國の志念と養へり。古語拾遺、本朝文粹、
参取萬葉集、
紀元九百四十年應神天皇の朝。百濟王との國の
博士及ひ典籍と獻し。皇太子菟道稚郎子之と學
ひたまひしより。文教始めて興れり。日本紀、古事
記、神皇正統

記、これより後漸盛おれとも。或ハ私ニ師を聘シ。

或ハ學士ニ就いて學ぶニ過きざりき。大化ニ改

新の政ありて。一千三百年代の初、制度を恢弘シたまひ。尋

て天智天皇立させたまふニ及ひて。始めて學校

を興シ。大ニ文學を開きたまふり。日本紀、其制大

寶ニ至りて全く備ふる。令義、解

大學寮 式部省ニ屬シ。學生四百三十人あり。

明經道 イウキヤウダウ 周易、尚書、毛詩、周禮、儀禮、禮記、左傳、論

語、孝經等と授く。白讀と畢して講義を教ふ。修身及ひ政治學の科あり。

紀傳道 歴史文章の科あり。史記、漢書、後漢書

文選、爾雅等を授く。本邦歴史ハ此科の業あり。

後改めて文章道とす。文章道、據職、原鈔標註

明法道 メイホウダウ 法律學の科なり。別ニ書目と定めを。

現行法を主として。唐の律令を參讀を。

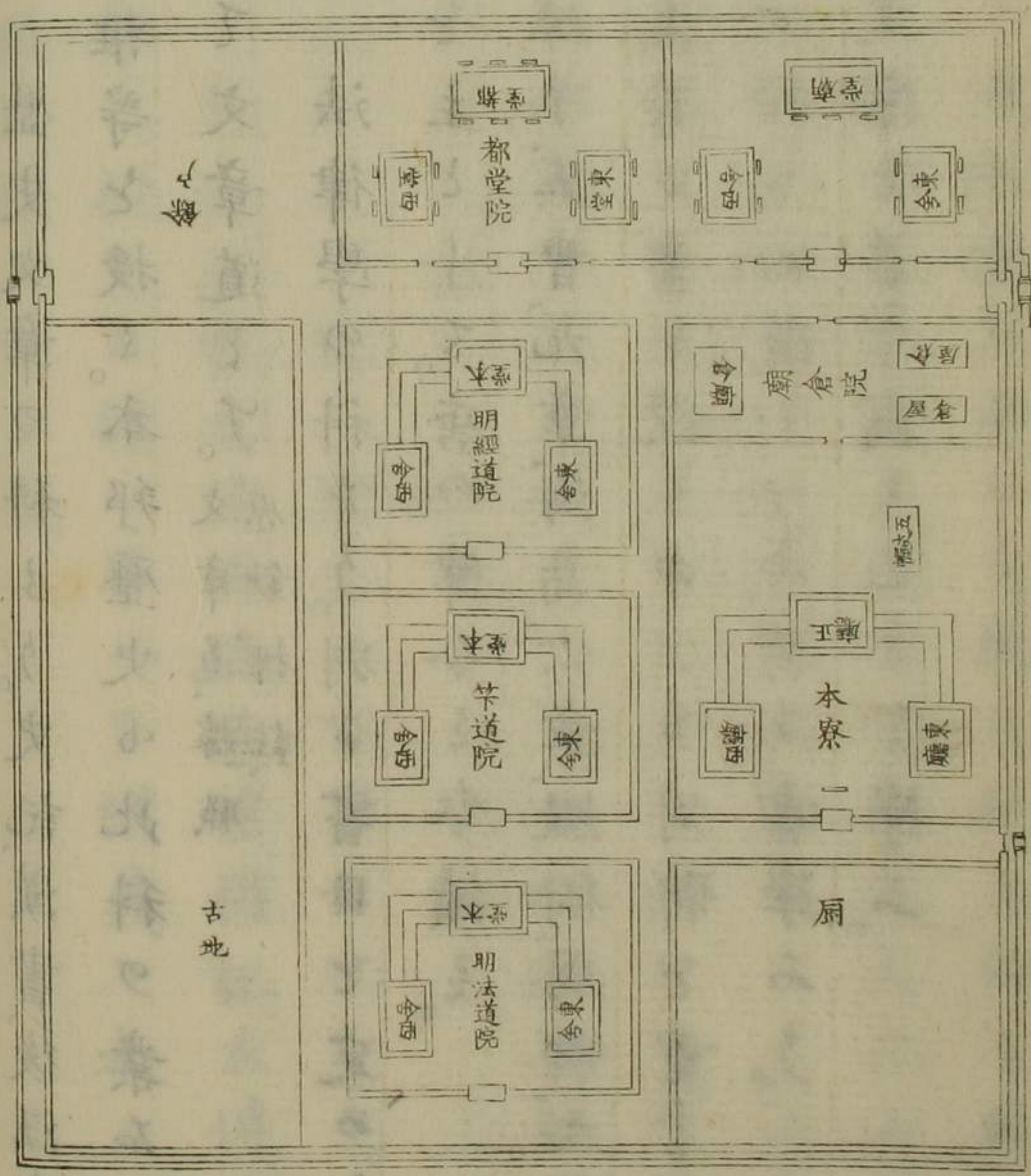
算道 孫子、五曹、九章、海島、六章、綴術、周髀、九司、

三開、重差等の書を授く。中々も周髀と重いと

す。以上四科と四道とソふ。別ニ書學あり。

書學 文字を善く寫ふことを學ぶ。

大 學 寮 圖



陰陽寮 中務省に屬す。學生三十人あり。

三陰陽道 占筮相地の事と學ぶ。

天文道 天文氣色と習ひ候ふ。

曆道 曆法と習ふ。別々漏刻學の科あり。

典藥寮 宮内省に屬す。學生八十二人あり。

醫學 體療、創腫、少小、耳目口齒の四科とす。

針科 針治と學ぶ。

按摩科 按摩して傷折を療むる事と學ぶ。

呪禁科 呪文と讀み氣を禁する事と學ぶ。

藥園科 藥性色目及び種採の法と學習す。

以上いづれも博士ありて。學生は教授も。又雅樂
寮にてハ。歌、舞、唐樂、高麗樂、百濟樂、新羅樂、伎樂、笛、
腰鼓の數科は分ちて教習せられたも。伎藝のものに
あれハ師と稱して。博士といはせり。

地方に於てハ太宰府なるを府學といひ。諸國は
一所づつ設けたるをハ國學といふ。いづれも國
博士國醫士ありて諸生と教授も。其學科ハ大學
寮典藥寮の制に准せり。大抵内外の學生都へて
三千九百二十二人ありの定負たり。令義解類
聚三代格
學生の身分ハ大學にてハ諸王の子孫。諸臣五位

以上の子孫。東西文部の子。八位以上の人の子。情
願して許されたるもの等あり。國學を郡司の子
弟を取る。若し滿數あらずるときハ庶人をも兼
ね取るなり。いづれも年十三以上十六までふし
て聽令あるものを取る。後或ハ年齢を伸縮せし
こともありき。醫生ハ博く衆と濟ふ仁術ふれん。
世業の外庶人とも取る。陰陽雅樂二寮の諸生も
同じ。諸生入學の初にハ。布一端は酒食を供
へて其師は束脩の禮と行ふ。在學中の衣服糧料
ハ。自費官給時より一あるも。

經は三等あり。禮記左傳を大經とし。毛詩周禮儀
 禮を中經とし。周易尚書及び公羊穀梁二傳を小
 經とす。孝經論語は必兼ね通せしむ。三史及文選
 は大經に准む。醫は大素經を大經に。新修本草を
 中經に。小品明堂八十一難經と小經に准む。法書
 は律と大經に。令と小經に准し。算術は孫子以下
 の九經上は共は小經に准む。天文書を天官書天
 文志五行大義律曆志大衍曆議等と各一經とす。
 學生は毎旬は一日の暇を給ひ。暇前は博士との
 讀講と考試し。歳終毎は月の終日といふ日大試

大學生は頭及びひ助これと試む。國學生は國司
 これと試む。在學九年より貢舉は堪へざるも
 のは退學せしむ。學生二經以上は通をれや太政
 官より申送を。大學より舉ると舉人としむ。國學よ
 りすると貢人といふ。
 科試は秀才明經進士明法の四つあり。之は書
 算を加へて六なり。秀才は博學高才の者と取
 り方畧二條を試む。進士は時務策二條を試む。明
 經は經書中四條若しくは三條つゝを試む。書はよ
 りて齊しりす。明法は律七條令三條を試む。答

の通不通の程度よりて。甲乙若くは不第と定
 むること亦制あり。書算もこれに准す。
 其第を得たるものと位に叙するは。秀才、明經
 以上、中以上よりて。上、下、中、上は叙位の例にあ
 す。唯式部は留め選と待ちて叙す。これを留省と
 いふ。進士、明法は甲乙と得て位に叙し。丙以下を
 不第とす。留省のことなり。令義忘るれとも此法
 峻嚴よりて人を得たければ。延喜の制中上以
 上を位に叙することより、おせり。延喜式
 大學國學とも。毎年春秋二仲の上丁は先聖孔

宣父は釋奠を。大學は先聖及び先師顏子と宗祀
 して配するもの九座。國學は先聖先師の二座の
 ことなり。府學は関子を加へて三座とす。養育
 學生校舎に在りて樂を作し。及び雜戲すること
 と許さば。唯琴と彈き射を習ふこととに禁せら
 一年の内缺課百日は滿つれば。退解せしむ。在學
 九年よりて考試は當らざるも亦同じ。令義
 當時學制の整ひたることかくの如し。延曆は新
 都を奠めて大學寮及び陰陽典藥等の諸寮内裏
 と相望り。結構輪奐ありしなり。講習の徒は濟々

として曹局は満ち。諷誦の聲は洋々として校堂
に溢れ。文教の盛ふること未曾て有らざる所な
りき。参取國史
本朝文粹

この後施制の宜しきと量り。時は張弛をふして
學生の學年を改め。任用の年齢を伸縮し。學科の
中紀傳道と文章道として。重々詩文を以て人を
取りしふど。時は從ひてさまざま沿革ありき。よく
て嵯峨、淳和、仁明、文徳の數朝とふよく意を教育
に用ひたまひし。宏才碩徳相繼ぎて起る小
至れり。延喜式、朝野羣載、
参取國史

あるは此頃よりして。文章紀傳は菅原大江の
二氏。明經は清原中原の二氏。明法は坂上中原の
二氏。其他三善小槻二氏の書算。和氣丹波二氏の
醫學。賀茂安倍二氏の陰陽天文等の類。漸家々の
專業とありし。和氣氏藤原氏等の名族は。各
私學を建て、其族人の諸生と教育せり。此は於
て、私立の學あり。各氏の長者と以て別當と
し管理せり。國史、職
原抄
弘文院 和氣清麻呂私宅を捐して建て。墾田卅
町と學科を充つ。日本後記、
拾芥抄

勸學院 藤原冬嗣建つ。天長三年の事あり。日本後記

朝野羣載

學館院 橘氏の私學あり。嘉祥三年建つ。文德實錄

非學院 在原氏の私學なり。元慶五年建つ。西官記

淳和院 王氏の私學あり。三代實錄

國學に至りては。是より先は既小萎靡して振

を。紀元千五六百年の交に至りては。王朝式微

して大學もまると衰頽せり。保安三年千七百八

い。孔廟の頽危はよりて釋奠の禮も全うを。崇

徳天皇の保延中より既は黌舎も頽弊して。縉紳

青衿の徒身と容るる所ありといへり。百練抄

本朝文粹

朝權武家に移るゝ及ひては文教地は墜ち。僅小

五山等の僧侶は頼りて就學をもふの外なきは至

りしあり。朝廷も幕府も僧徒を擧げて文筆の事

は預らしめ。彼等もまこと己う任といふたり。民

間の子弟よりて學を志すものもまこと僧家

就きて讀書習字の業を受けしあり。後までも家

塾と稱して寺子屋といふに至れり。尺素往來、卧雲日件録

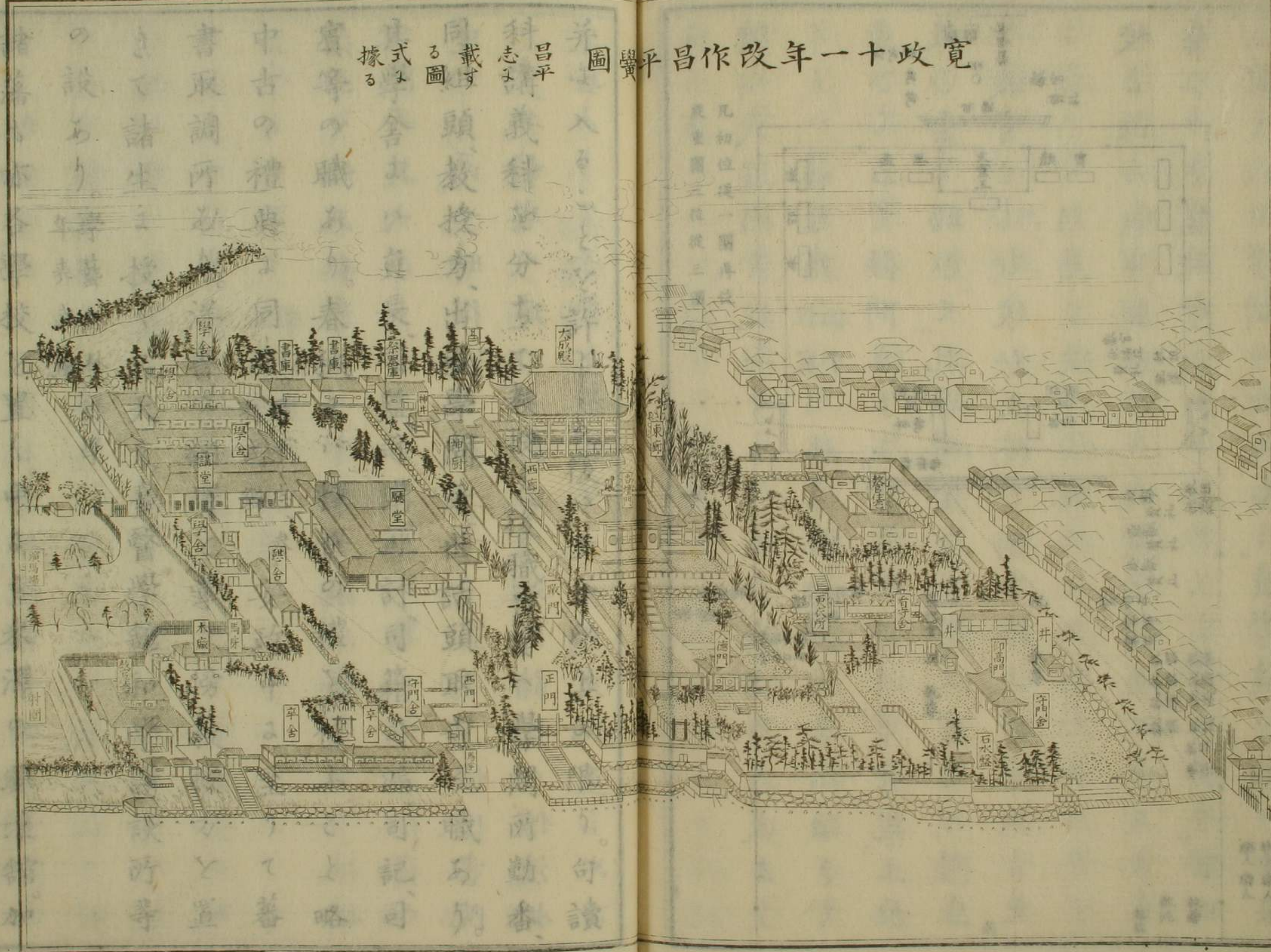
此時國學の遺蹤あり。僅は下野は足利學校あり。

永享中上杉憲實關東管領たりし時書籍を納め
學田と付し僧徒として教授たらしめ海内唯一
の學校ありし。兵馬控惚の際も諸國有志
の徒ハ千里笈と負ひ游學するもの往々ありき。
鎌倉大草紙足利學校事蹟考
初め北条顯時その領地武州金澤又文庫を建て
和漢の羣書を納め遂は子弟族人の習學を充
てしむ。北条氏亡ひて後上杉憲實重ねて之を修
めて學徒講習の便をあたへたり。右文故事然れとも全
國と通してハ教育の政見らるる足るべきものな

ありき。
徳川氏海内を統一するに及ひ崇文の志盛あり
し。藤原肅惺富と林信勝道春と等相繼ぎて
庸ひられて顧問とある。寛永七年將軍家光土地
及ひ金を賜ひて孔廟學舎を上野に建てし。門生
を教育せしむ。後弘文院の稱を賜ふ。將軍綱吉更
は命して湯島に徒して規模を弘廓し。名を昌平
校と改め。將軍親臨みて先聖と釋奠せしことも
屢ふりき。寛政中に至り始めて官學とふり。官田
と付し大に學制を改めらる。其學徒ハ初ハ士庶

寬政一十年改作昌平學圖

昌平志
載其
式之
據



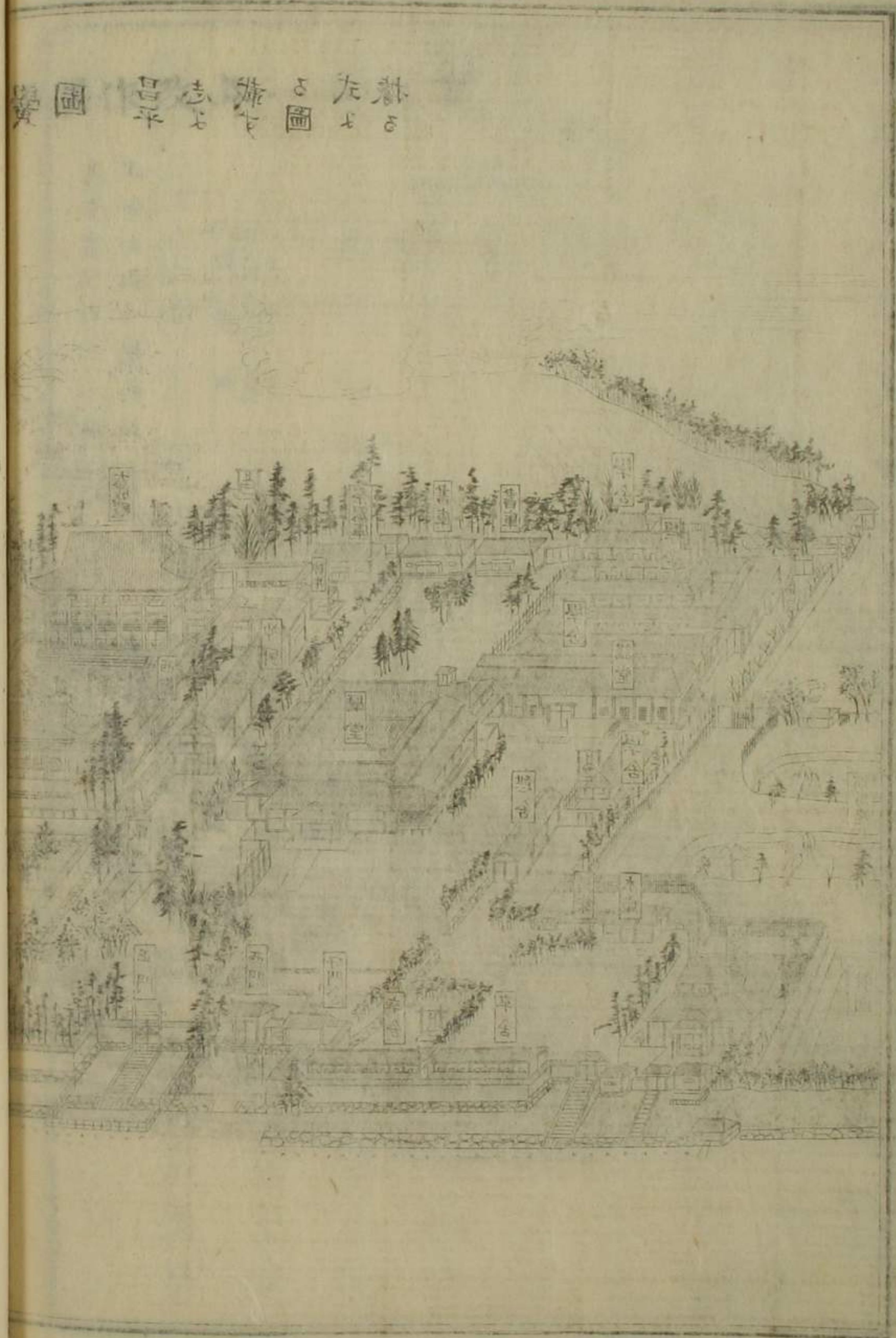
昌平志

昌平志

の設あり
諸生
書取調所
中古の禮典
實等の職
式之
據

句讀
所勤香
職石列
可記司
略
善
道
寺

林
 左
 右
 志
 昌
 平
 圖
 圖



并に入ることと許し、の。後ハ士分以上に限り、句讀
 科講義科と分ちて教授す。後職員ハ學問所勤番、
 同組頭、教授方、出役、學問所、世話頭取等の職あり。
 其學舎ハ貞長、司監、司講、司計、司籍、司漏、司記、司
 賓等の職あり。春秋ハ釋奠の禮と行ふこと略
 中古の禮典ハ同昌平志、參取武鑑。安政中ハ至りて蕃
 書取調所あり。洋書の翻譯と掌り、傍教授方と置
 きて諸生に授く。又天文臺、醫學館、和學講談所等
 の設あり。學藝志、林、洋學年表、武鑑
 諸藩も亦各學校と置く。中ハ米澤の興讓館。加

賀の明倫堂。岡山の閑谷學校。尾張の明倫堂。熊本の時習館。鹿兒島の造士館。會津の日新館。萩の明倫館。伊勢の有造館等。最その備えれりものを
り。而して其學科ハ專漢籍と攻めて傍國史も及
ひしものなり。諸藩學制書上、
學制彙集

藩學の外又私學あり。京都の堀川塾。大坂の懷徳書院等。其大なるものなり。堀川塾ハ伊藤仁齋の建つる所。一時從遊の徒三千も盈てり。懷徳書院ハ中井菴庵の建つる所なり。此外諸國の儒流概家塾ありて子弟と教授せしむ。文化至らぬ所

ふりき。學制彙集、
先哲叢談

王政維新も及ひてハ。新ハ文部省と置きて全國の學制と總攬せしめ。五畿七道と分ちてハ大學區三十二中學區とし。一中學區と二百十小學區とし。上ハ督學局あり。下ハ學區取締員あり。以て就學と奨勵せり。後頗沿革ありしハ明治二十年也。凡一万八百六十二區。其校舍ハ小學、中學、大學、師範學校、專門學校、女學校等。官立、公立、私立と合せて二万七千四百餘所も及ひ。生徒の負ハ二百八十二万八千人も餘れりといふ。文部省第
十五年報

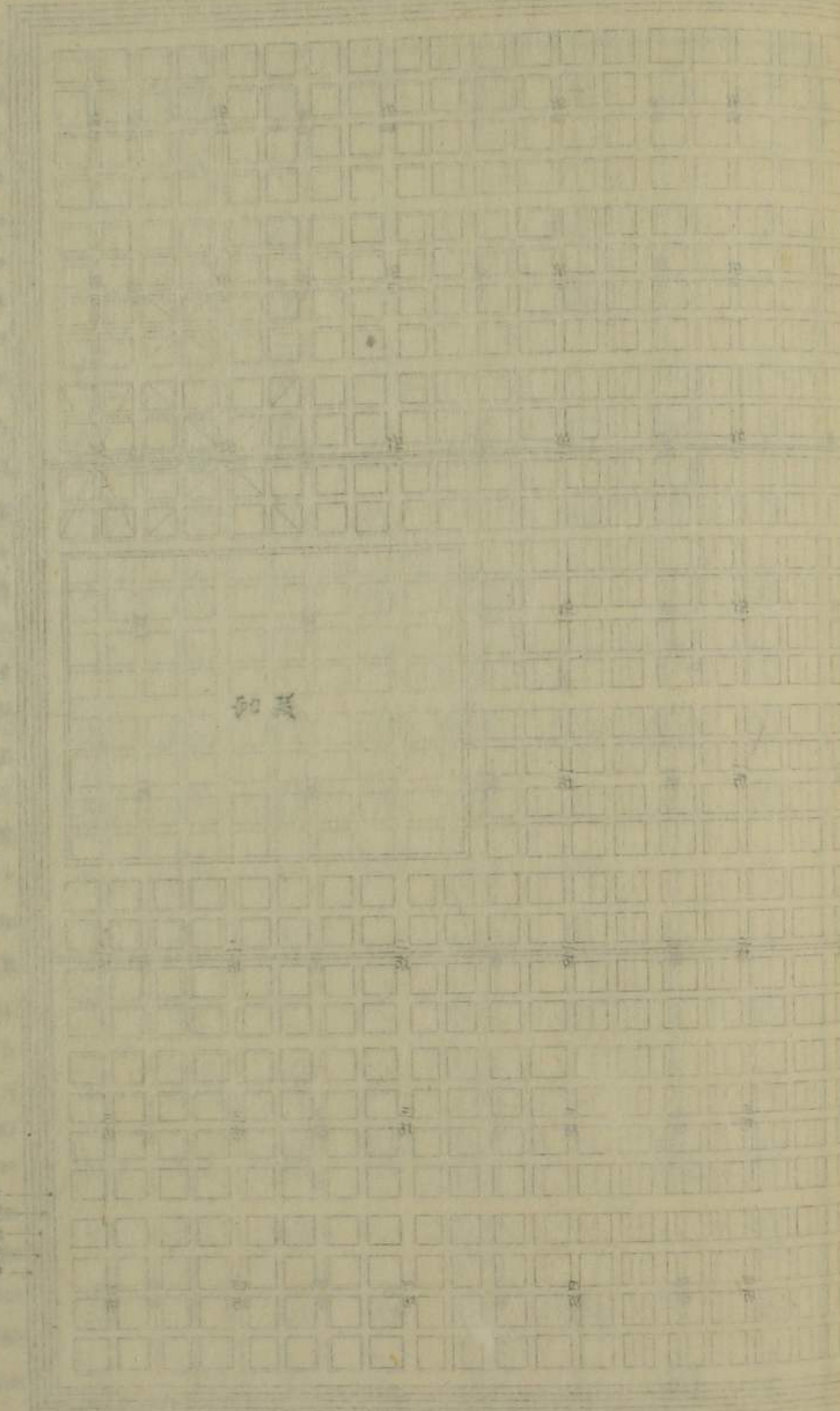
都府の事

伊弉諾伊弉冉の二神。礮馭盧島に降り。始めて八尋殿と建て。天照太神、高天原に瑞御殿を立てたまひて。帝都とふし。皇孫瓊々杵尊筑紫に降りたまふ不及ひて。笠狭之碕、高千穂宮と定めて。三代此に居らせたまひしと。太古の事ふれ、其制備らす。神武天皇大倭の畝傍山の東南に都奠めたまひて。橿原宮とす。規模古に超えたり。然れども當時の俗、喪葬婚姻等あるとき、必新宮に御せしむ

故に。綏靖天皇以後に。代毎に必都府と遷したまへり。されと大抵大倭國と出てさりき。景行天皇晚年紀元七百八十八年近江國志賀に徙りたまひしより。成務天皇此に都したまひて。阡陌に隨ひて邑里を定めしより。都府の制始て立ちぬ。此後或は攝津。或は河内。或は山背。或は大倭に徙りたまひ。歷代地を異にせり。日本紀、古事記、古語拾遺、日本後紀元明天皇紀元千七百七十年大和國平城に都したまひ。始めて左右京條坊と定め。大に規模を弘められしより。古制一變し是より光仁天皇の御宇まで帝

都遷ることふりき。桓武天皇の延暦十三年。元紀
千四百五十年山城國ハ山河襟帶自然城とふし。形勢
の地ありと詔ありて。都を此地ニ遷して平安京
と稱し。國名とも山城と改めたまふ。これより京
邑條坊悉備をる。資用莫大ありしと。斃勞を憚
らすして永逸と期したりしハ。これより後一
千七十五年間の皇都たりき。續日本紀、日本後紀、
本朝文粹、拾芥抄
京城の制。南北一千七百五十三丈。東西一千五百
八丈。朱雀門より直ニ南極の羅城門にいたるま
て一大路あり。これと朱雀の大路といふ。弘善二

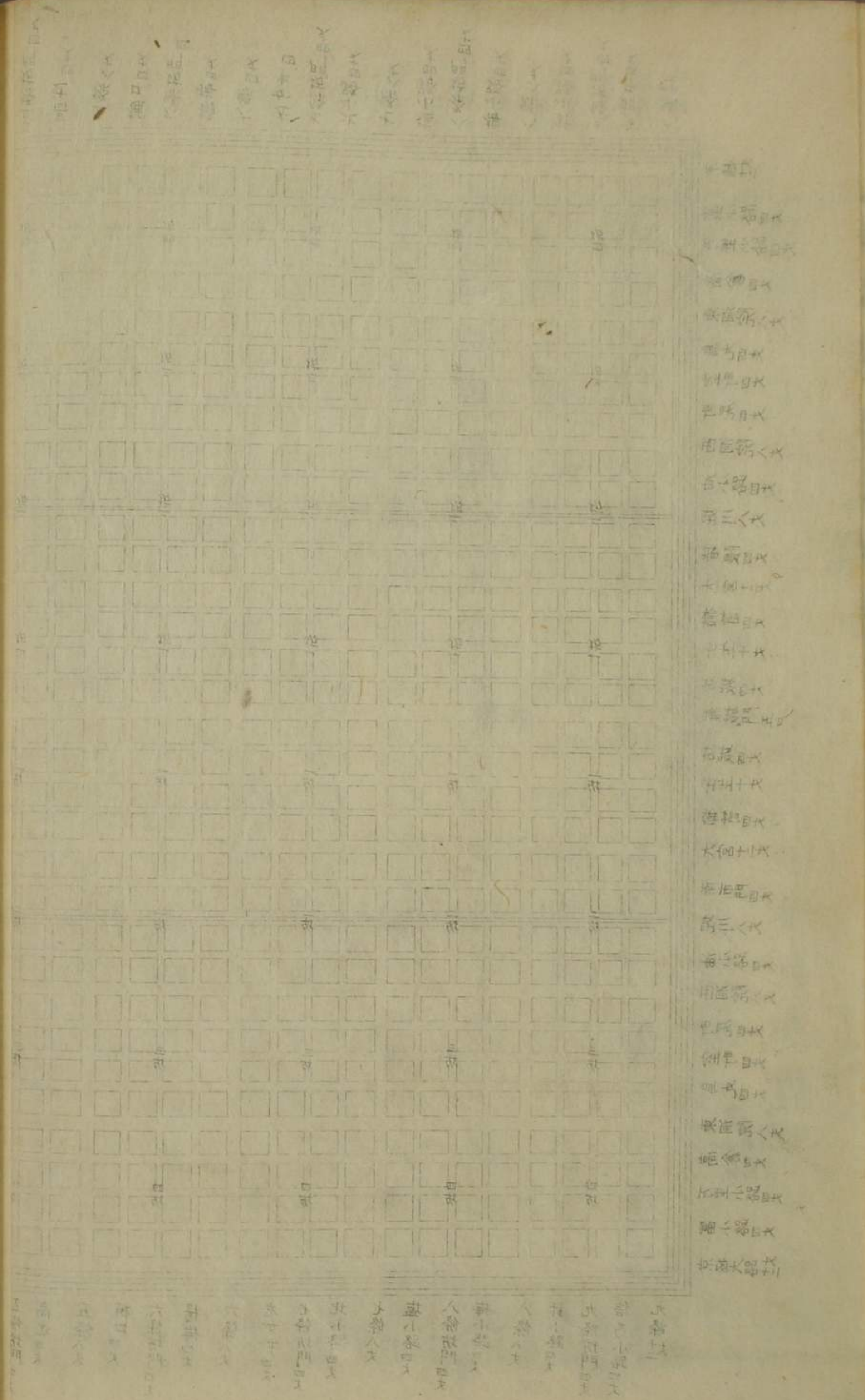
山城國
山陰國
山陽國
山前國
山後國
山北國
山南國
山東國
山西國
山南國
山北國
山東國
山西國



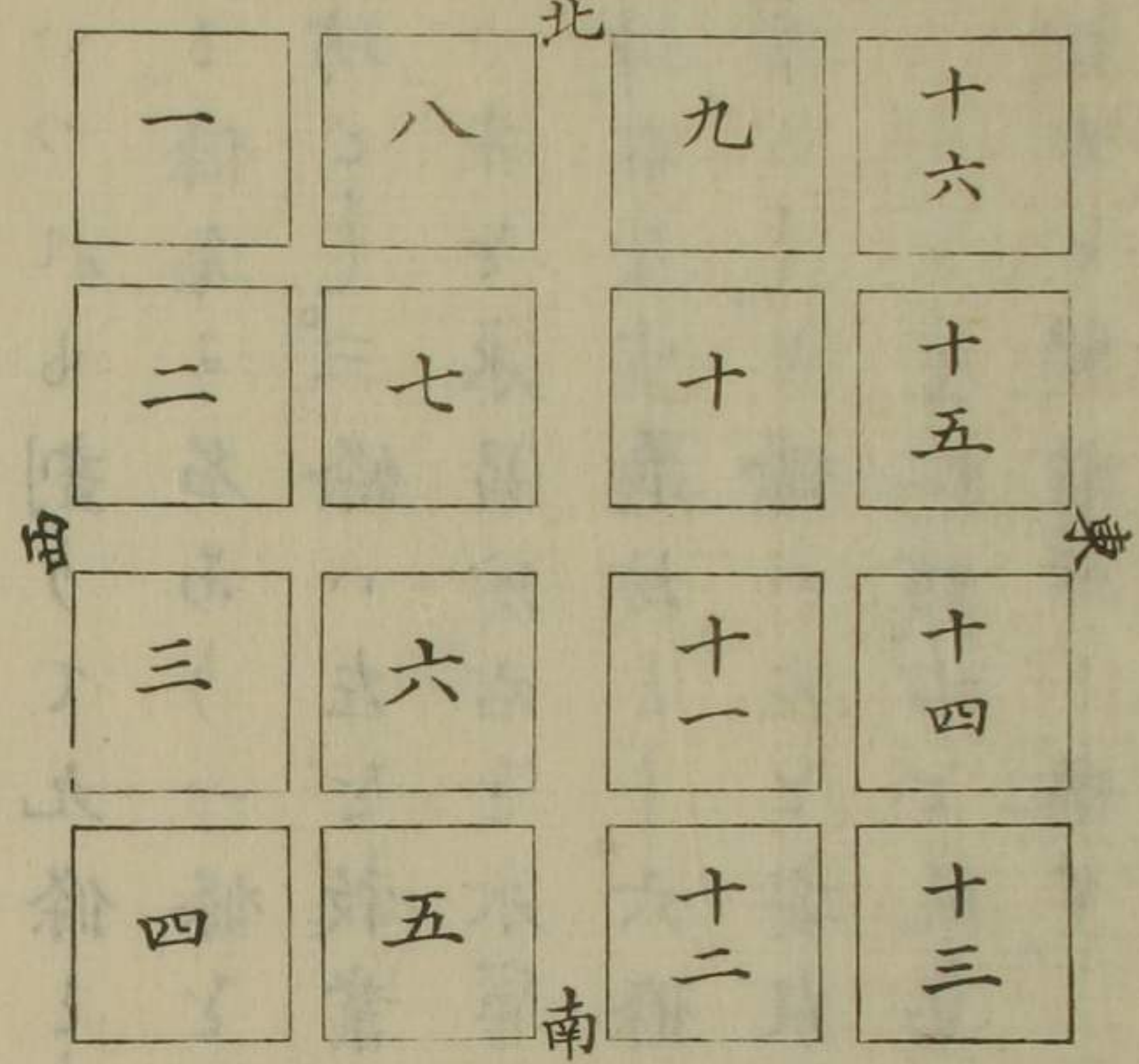
山城國
山陰國
山陽國
山前國
山後國
山北國
山南國
山東國
山西國
山南國
山北國
山東國
山西國

十八丈これより東と左京と一西と右京とす兩
 京いづれも劃りて九條と一北より數へて南よ
 至る。條毎二名あり一條と桃花坊と一。二條を銅
 駝坊とし。三條は左と教業坊。右と豊財坊と一。四
 條は左と永昌坊。右と永寧坊と一。五條は左と宣
 風坊。右と宣義坊と一。六條は左と淳風坊。右を光
 德坊とし。七條は左と安衆坊。右を毓財坊とし。八
 條は左と崇仁坊。右と延嘉坊と一。九條は左と陶
 化坊。右と開建坊と稱す。
 凡一條の内は四坊あり。一坊町十六の内に四保あ

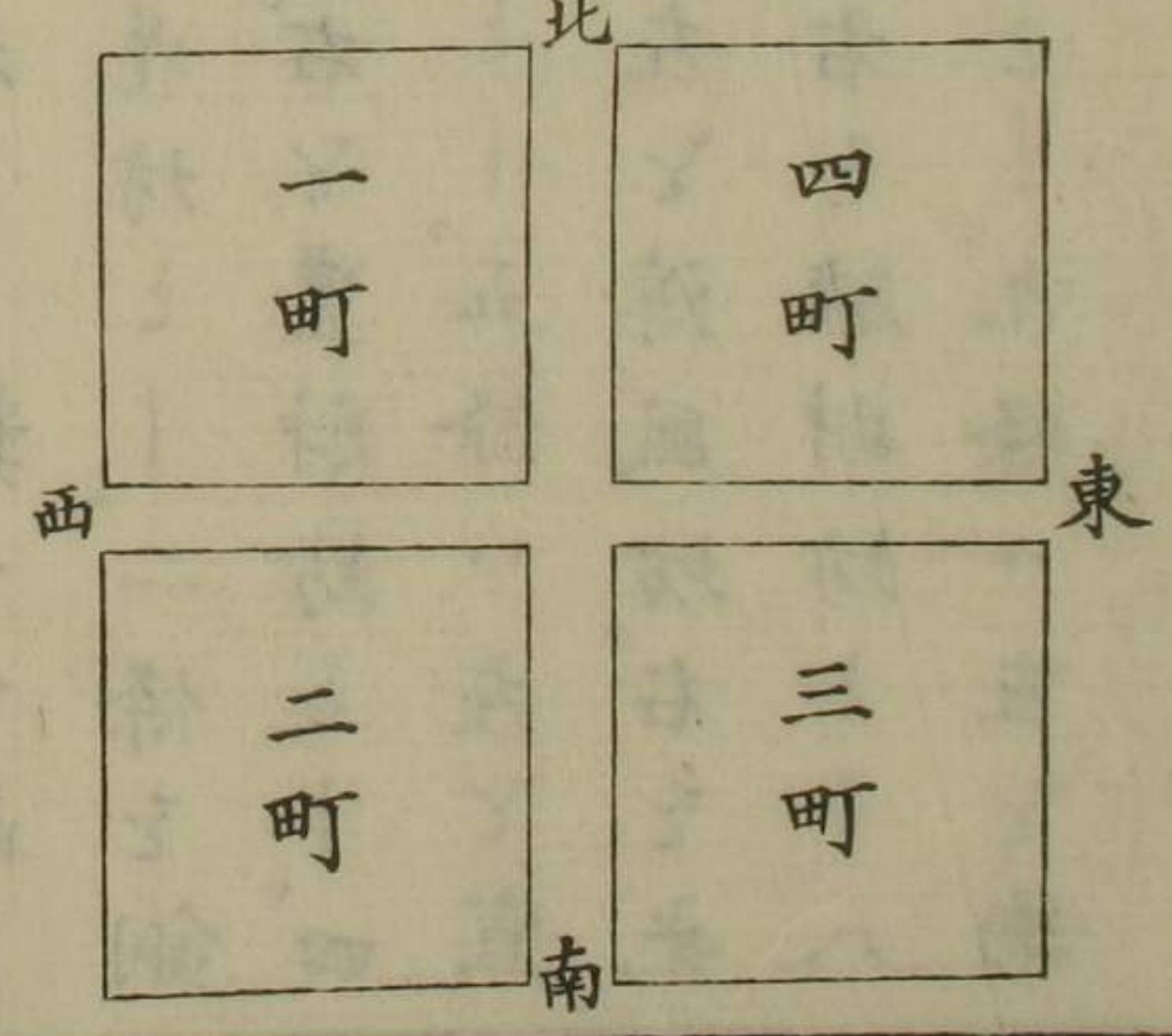
日本割藪通
 卷三



坊の圖



保の圖



町の圖



坊ハ左京ハ西より東へ右京ハ東より西に計ふ
 町ハ左京ハ西北より南に右京ハ東北より南に環りて計ふ
 行ハ左京ハ西より東に下り右京ハ東より西に下りて計ふ
 門ハ左京ハ西北より起りて南に下り右京ハ東北より起りて下る
 中央ハ一町内の通路より尤も前後左右共ニ通路ありと知るべし

り。一保一町の内は四行あり。一行の内は八門あり。四町保一戸は長さ十丈弘さ五丈より成る。即一門あり。されは左京は坊三十六。保百五十。町六百八あり。右京もこれと同じ。

皇城は一條二條の間はあり。今の大宮は東西八町。南北十町。皇居官省ともは其内はあり。四面十二門。その南門と朱雀門といふ。朱雀大路の南極を羅城門といふ。即京城の郭門あり。二重閣七間の制あり。拾芥抄。京城圖、これらの制。唐の長安城の制は因りて斟定せら

れし所ありて。宏壯整齊前古未曾有の事ありし。一條天皇以後。紀元千六百禁城災あり。里内裏は遷御す。くくると。それも荒廢して。保元平治以後は。京師は志むく兵馬の區とあり。權記抄、保元平治物語、應仁已後紀元二千百百よりいたりては。兵火は罹ること數次ありて。士民堵は安んせず。皇居も民舎の如く荒れえてたれは。まして公卿の邸宅。市民の肆塵は。鞠りて茂草とふりぬ。織田信長京畿と定めて。離散の民と安集し。豊臣氏徳川氏尋て起り。宮闕と造り市區を修めて。今の京都

といふ。尚古京の半部より右京、遂
は郊落となりぬ。老人雑話、山城志

維新の初、大坂は都と遷して視聽と改めんと
の議ありし。明治元年始めて江戸は行幸したま
ひ。遂は帝都とふ。名を東京と號し。假り幕府
の本城と以て皇居と定められし。後火災より
りし。新は皇居と營作し。廿二年宮城成り
て遷御す。

一國郡莊保の事

太古の時、全國を稱して大八洲國といふ。淡路洲、

伊豫二名洲、筑紫洲、壹岐洲、對馬洲、隱岐洲、佐渡洲、
大日本、豐秋津洲是なり。いづれも土地の廣狹は
拘はらず。海島の隔と以て名つけしなり。
神武天皇元を紀したまひし初め、大倭國葛城國
等は國造と定め、國の次を縣として縣主と定め
られたれど、草創の世國縣邑里の制いまだ明か
らず。崇神垂仁の朝と經て、成務天皇の御宇紀元七百
五年に至り、山河を界して大國小國大縣小縣を
分ち、阡陌を隨ひて邑里を定め、東西を日縱とし、
南北を日横とし、山陽と影面カゲトモといひ、山陰と背面セトモ

といへり。これ道と分ちしことの始なりき。古事記

本紀

此後歷朝力と開拓を盡くして次第に國縣を増され。允恭天皇の時紀元一千八百九十一年に諸國の國境を標と立てしめらる。繼體天皇の頃一千二百一十年及びひて全國の數凡百四十四國ありき。縣邑のことハ詳々知られず。國造本紀
孝德天皇の朝大化の改新ありて其二年に畿内の四至と定め。又國郡の制度と建て。五十戸と一里とし。郡と三等に分ちて。四十里と大郡。三十里

以下四里以上と中郡三里以下と小郡と分ち。此は於て國の下は郡あり。郡の下は里あり。然れともいふ。七道の稱ハあつし。天武天皇の十二年紀元六百四十四年諸國の境界と改正し。文武天皇の大寶二年紀元六百六十二年に至りて。畿内此時ハ四七道五十八國三島と分ち。國を大上、中、下の四等に分ち。郡を大二十里以上、中十里以上、下十里以下の五等に分ち。尋て里と改めて郷と稱し。郷ハ郡を統へ。郡ハ國を統へ。國ハ道を統ふ。制地の法大に備はれり。

元明天皇の和銅六年。七紀十三年三百畿内七道諸國郡郷の名ハ二字ヲ定めて好字と用ひしめ。且其風土記と撰進せしめらる然れとも其書多くハ亡佚して今存するものハ常陸、播磨、出雲、豊後、肥前の五國ニ過ぎし。日本紀、續日本紀、今義解、出雲風土記、参取延喜式、和銅より後施政の宜しきを量りて時ニ廢置分合の國あり。

出羽 和銅五年越後陸奥と割きて置く。

丹波、美作、大隅 同六年新ニ置く。

和泉 靈龜二年置く。

能登、安房、石城、石背、養老二年置く。

諏訪 同五年置く。此時全國合せて六十八國

天平中。諏訪、和泉、能登、安房、佐渡及ひ石城、石背の

七國と廢せしむ。幾もろく佐渡と復置し。能登、安

房、和泉三國と分置せり。嵯峨天皇の弘仁十四年

紀元千四百越前と割きて加賀と置き。淳和天皇

八十年の天長元年紀元千四百多禰島と廢む。これより

永く六十六國二島とあり。維新前まで廢置沿革

ある事ありき。續日本紀、日本後紀、類聚三代格

郡ハ。初め或ハ評の字とも用ふ。延喜中ニ至りて

全國の郡數凡五百九十。後或ハ東西南北等ヲ分
ちて建てたるものと併せられハ。九六百郡ヲ滿つ
へし。續日本紀延喜式、和名抄、古京遺文、王政衰へて莊保盛ふる小
及ひ。古郡漸く廢して。豪民勢家の私ヲ建てし郡
名も諸國往々ヨリてこれありしやハ。遂ニ陸奥
五十四郡武藏二十四郡おとの稱あるニ至れり。
按とるニ。常陸の關郡、笠間郡、藪木郡、秋津郡。近
江の勢多郡、善積郡、伊豆の北条郡、越後の津張
郡、肥後の米良郡、五家郡の類中世私建の郡名
諸國ニ少くす。これ皆郡郷の制をたれて莊

保盛かりしより起れり。東鑑、太平記、拾芥抄、國郡全圖、
郷ハ古の里なり。圓融天皇の時紀元千六百ニハ、三十九年
凡三千七百七十二郷ありきといふ。郷の類ニ餘
戸里といふものあり。戸數の郷とをよ足らさ
るものといふ。又驛家神戸の二つあり。これも郷
ニ満たさるものなり。されと驛家ハ驛舎の在る
所。神戸ハ神戸のある所なれハ。多くハ郷ニ屬シ。
郷名を冠して某驛、某神戸と稱するものもあり。
諸國均一ならず。文獻通攷、和名抄、出雲風土記、新編常陸國誌、
莊シヤウハもと田莊園池の類なり。因て莊園シヤウといふ。其

初ハ蓋人々をつら荒地と開拓して領有せし
ものより起れり。初め海内の地田疇いまま開け
る。荒蕪少らざるを以て。大寶の令は荒廢田と
借作る者ハ。私田ハ三年よりして主小還し。公田を
六年よりして官より還を制あり。又新に墾する田ハ。
養老七年紀元一千三百八十年の格ハ。舊溝より依て墾する
者ハ。其一身より給ひ。新に堤防を作りて墾する者
ハ。三世より傳へ。期限の後ハ之を官より納めしめた
るを。聖武帝の天平十五年紀元一千四百三年改めて各自
の私財とふさしめ。永年所有の地とふして。典質

賣買をも許されしハ。開墾漸盛よりあり。力ある
ものハ競ふて私田と立てたり。其中佛を信する
ものハ。寺家より喜捨し。資力なきものハ。權門勢家
より兼并せられしハ。莊園漸大かり。其地諸郡より
散在して。鄉村と區域を異にするを以て。各名號
を立て、某莊と稱し。遂に官の公驗を請ふて。
世々傳領するごとくありぬ。續日本紀類聚國史、
類聚三代格、東寺文
書、莊園考、

按するハ。莊園の所有主を。公家からハ領家と
いひ。豪民からハ領主といふ。其租入ハ領家領

主と歸して。國司徵集するごとと得る。されい
領家領主ハ代官と其地と置ききて。莊務を幹當
せしむるを莊長といひ。猶莊司、下司等の職あり。
其徵賦等の事ハ租税の下と具ます。
莊園多くふるよつれて。國郡ハ疲弊するの故也。
歷朝宣旨院宣を下して。嚴に莊園と立つること
と停禁せられたれとも。遂に行われざるのふ
らす。白河天皇以後ハいよく甚しく。莊園國郡と
跨り。一國の中にて五千町と及ぶ所あり。大隅の
島津莊の如きハ。其國の半と占めたり。播磨國の

如きハ。郷保八十九所ありて。莊園ハ一百三十四
所ありきといへり。此は於て郡郷の制壞まぬ。神皇
正統記、中右記、峯相記、大隅國田帳、食貨志、莊園考、
保ハ莊の類にて。其初ハ百姓私墾田とあり。郷村
と共に國衙の管轄と受けて租賦と納め。其私有
とあり。ものといへり。もと莊園の如く國司不
の地とあらざるの故也。郷保と聯ね稱とされと
保も莊も。もと郡郷の如く朝廷より定めたる制
ありねい。いふとと莊。いふとと保といふこと
となく。或ハ大或ハ小。其地と由りて一とありと。一

國の中郡郷庄保大小入亂れて制限あることなし。壬生官務文書、莊園考、食貨志、新編常陸國誌大意、

又名ミヤと稱ミヤするものあり。これも私墾田ミヤは名字とつけて。公田と分ちしかり。因て名田ミヤといふ。其所有主ミヤと名主ミヤといふ。後世これも莊保とからびて。郡郷の間は錯雜す。名田多く領するを大名といひ。少きといふ小名といふ。武家の時地方の豪族と稱して大名小名といふこと此より起れり。東寺文書、東鑑、

凡紀元一千七百年代より後。武家の世より此の

如く亂雜よりして。五百餘年の間を過せしむ。文禄四年。紀元二十二年豊臣秀吉天下諸國を檢地し。こ

とくく莊保郷里の稱を停め。直に郡を以て町村を統ふることカせり。これより制度一變して。

國郡町村とある。現時の法これより因循す。文禄檢地帳、租

明治二年蝦夷地を改めて北海道とし。分ちて十一國を置き。其郡名を定め。又陸奥を割きて五國

陸前、陸中、陸奥、磐城、岩代、とし。出羽を割きて二國羽前、羽後、とし。十一年郡區の制を布くよ及ひて。一郡を分ち

て三四郡とふすものもあまらう。又七十八郡と増も。廿一年に至りて。をへて畿内、八道、八十五國、八百五郡、三十七區、七万千三百十四町村あり。初め徳川氏封建と以て制と立てし。大小諸藩國郡は錯雜せり。王政古は復せし初め。藩と大中小の三等は次第も。此時大藩八、中藩四十二、小藩二百二十三あり。又京都、大坂、長崎、箱館、奈良、東京、度會、甲斐、新潟を府とふし。又二十縣と置き。府藩縣と以て地方の三治と立つ。尋て東京、京都、大坂と三府とし。其他を縣とし。四年列藩と廢して

悉縣とふし。北海道は殊は開拓使後北海道と廳とふら置きし。一使、三府、三百二縣ありき。後縣の廢置分合屢ありし。廿一年に至りて。凡三府四十三縣一廳といふなり。明治史要、日本地誌、提要、第八國勢一斑

